

## 第2部 災害予防計画

① 災害に強いまちづくり .....	29
② 交通施設防災計画 .....	42
③ ライフライン施設防災計画 .....	49
④ 建造物防災計画 .....	56
⑤ 河川施設防災計画 .....	62
⑥ 地域防災力の向上 .....	67
⑦ 防災訓練計画 .....	83
⑧ 防災知識普及計画 .....	89
⑨ 物質等の備蓄・整備 .....	93

## 第1編 災害に強いまちづくり

### 第1章 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを実現するためには、まち全体を壊れにくい構造に変えていくハード面の整備と、防災区民組織をはじめとする区民の防災体制の充実などの地域防災力の向上を図るソフト面の支援の両方の対策をそれぞれ推進していく必要がある。ハード面の整備については、区内の住宅や事業所の建築物の耐震化を促進するとともに、都やライフライン事業者が所管する港湾、河川、電気、ガス、水道、下水道施設などの耐震化を防災関係機関と協力して行っていく必要がある。一方、ソフト面の支援については、区民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防災に対する意識を高めるため区の特性を踏まえた支援を推進していく。また、災害時における地域社会の安全を確保するうえで事業者の果たす役割は重要であるため、事業者自らが対策を推進し地域と連携した活動体制づくりの支援を行っていく。

この章では災害が起こっても「安心して住み続けられる」災害に強いまちづくりの推進について基本的な方針を定めることとする。

#### 第1 ハード面の整備の方針

住宅や事業所の建築物の耐震化を区全域で総合的に進めるとともに、都市機能を支える電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインや交通の前提である道路、橋りょう、鉄道施設等の耐震化及び安全性の向上を図るため下記を重点項目として整備する。

- 1 中央区耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。
- 2 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震化を促進する。
- 3 中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱により建築物における防災対策の充実を図る。
- 4 ライフライン設備の耐震化を促進する。
- 5 道路、橋りょう及び鉄道施設の耐震化を促進する。
- 6 防災無線、防火貯水槽、街頭消火器、災害時対応型公衆便所及び公園の太陽光照明など災害時に利用する設備を事前に整備する。

#### 第2 ソフト面の支援の方針

共助の基本組織である防災区民組織や避難所運営を担う防災拠点運営委員会、全世帯の約9割が居住する共同住宅及び地域社会の一員である事業所などの防災対策の推進に重点をおいて、次の項目により地域の防災力を高める。

- 1 防災対策機器の設置促進  
家具類転倒・落下・移動防止器具、消火器、住宅用火災警報器、緊急告知ラジオ、緊急地震速報等の有効性を周知し設置を促進する。
- 2 防災区民組織への支援  
防災区民組織の自主的な活動を支援するため、結成費・運営費やAEDの購入費の助成、防災資器材の供与（救急箱、消火器、防災倉庫、軽可搬ポンプなど）、訓練の支援等を行う。
- 3 防災拠点運営委員会への支援

## 第2部 災害予防計画

## 第1編 災害に強いまちづくり

災害時の避難所運営の基本となる活動マニュアルの更新、防災拠点における活動を周知するための住民広報用リーフレットの作成支援など防災拠点運営委員会の活動を支援する。

## 4 高層住宅防災対策の推進

- (1) 災害時にも自宅での生活が継続できるよう高層住宅防災対策パンフレット配布、DVDの貸出により普及・啓発を行う。
- (2) 個別のマンションの規模や設備状況に応じた災害対策マニュアル作成支援を行う。
- (3) 防災対策推進マンションへの登録を通じて、防災情報の提供、マンション防災講習会の実施、防災アドバイザーの派遣等を行う。
- (4) 共同住宅における防災対策の一層の推進とコミュニティの醸成を図るため、ソフト面の防災対策を積極的に推進しているマンションを防災対策優良マンションとして認定し、防災活動に必要な資器材の供与等を行う。

## 5 事業所防災対策の推進

災害時における従業員の一斉帰宅の抑制や安否確認体制の整備、飲料水、食料等の備蓄のほか、防災区民組織の応急活動への協力を促進するため、事業所防災パンフレット（経営者向け・従業員向け）の配布、DVDの貸出、防災アドバイザーの派遣等により普及・啓発を行う。

また、東京都帰宅困難者対策条例に基づく事業者の責務が遂行されるよう普及・啓発に努め、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立する。

## 第2章 高層住宅の防災対策

大地震が発生した場合、高層住宅は、建物自体は耐震性に優れている一方で、長周期地震動など大きな揺れによる家具類の転倒・落下、移動等のほか、ライフラインやエレベーターの停止による日常生活への影響が懸念される。

区では、震災時においても自宅で生活を継続する「在宅避難」ができるよう、家具類転倒防止対策をはじめ、各家庭や管理組合での備蓄をより一層推進するとともに、防災組織づくりや、町会・自治会等との交流を促進していく。

また、在宅避難者に対して、生活に必要な情報を提供していくとともに、不足する物資や食料等を確実に供給していくため、管理組合等との連携を図りながら、防災拠点を中心とした情報の収集・共有及び連携体制を構築していく必要がある。

## 第1 中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱による建物の防災機能の強化

中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱により、防災備蓄倉庫の設置、受水槽などの感震器連動型止水弁の設置、マンホールトイレの設置、地震時対応エレベーターの設置、防火水槽の設置、避難場所の整備等の高層住宅の防災機能を強化する。

また、開発事業者は、発災時の在宅避難を前提として飲料水、保存食料、簡易トイレ等を備蓄し、管理組合等がこれを維持管理することとし、震災への備えを強化する。

## 第2 既存分譲マンションの防災対策工事に対する助成

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に基づき、分譲マンションの防災対策工事（受水槽・高架水槽の耐震型への取替え、地震時対応エレベーターへの変更、防災備蓄倉庫の設置等）を図るとともに、設計及び工事費用に対して助成を行う。

### 第3 エレベーター対策

震災時にエレベーターが停止した場合に備え、エレベーターの閉じ込め防止装置（リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置）の整備や、飲料水や簡易トイレ等を備えた防災キャビネットの設置のほか、早期復旧体制の構築（「1ビル1台」復旧ルールの徹底、自動診断復旧システムの採用）等の普及・啓発を推進していく。

### 第4 高層住宅防災対策パンフレット配布、DVDの貸出による普及・啓発

震災時において高層住宅内で継続して生活できるよう、各家庭及び管理組合の備えや高層住宅における被災時の生活想定、東日本大震災の教訓等についてまとめた、高層住宅居住者向け防災パンフレットを配布するとともに、DVDの貸出による普及・啓発を図る。

### 第5 高層住宅ごとの特性に応じた防災マニュアルの作成支援

それぞれのマンションの設備や居住者の年齢層、管理組合の形態など、マンションの特性に応じた防災マニュアルの作成を支援する。

また、平成23年1月に発行した「震災時活動マニュアル策定の手引き」を活用し、マニュアル作成を推進するため、防災アドバイザーの派遣を行う。

### 第6 防災対策推進マンションへの支援

防災対策に関心のあるマンションを「防災対策推進マンション」に登録し、防災アドバイザーの派遣を通じて、防災マニュアル作成や防災訓練の指導・助言等の支援を行う。また、マンション防災講習会の開催、地域の防災情報や本区の防災に関する情報の提供等を行うことにより、マンション防災力の向上を図る。

### 第7 防災対策優良マンションの認定及び支援

防災マニュアルの作成や防災訓練の実施、地域の町会等との連携等、防災対策に積極的に取り組むマンションを「防災対策優良マンション」と認定し、防災活動に必要な資器材の供与及び防災訓練経費の助成を行うことで、マンションにおける防災対策の一層の推進とコミュニティの醸成を図る。

## 第3章 帰宅困難者対策の強化

### 第1 方針等

平成23年3月11日の東日本大震災では本区は震度5弱で直接の被害は僅少であったものの、交通機関の停止により首都圏全体で515万人の帰宅困難者が発生した。また、都の新たな被害想定では東京湾北部地震で約517万人、区では約30万人の帰宅困難者が発生するとされている。

都は平成24年3月「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し自助・共助・公助の視点に立ち、事業所からの一斉帰宅の抑制と帰宅支援、安否確認と情報提供のための体制整備に向けた取組を進めている。

区では60万人を超える昼間人口を抱える地域特性から、事業所や大規模集客施設からの帰宅困難者の発生抑制や混乱防止に向けた普及啓発などを進めるほか、旅行者、買い物客等の来街者対策として、一時滞在施設（屋内）及び一時待機場所（屋外）を確保するとともに、女性や要配慮者の視点にも配慮した備蓄や感染症対策を踏まえた施設の運営に取り組んでいく。

第2 都区の取組

	都	区
一斉帰宅の抑制 ○企業等における従業員等の一時収容対策（従業員対策） ○大規模集客施設や駅等における利用者の保護（施設利用者対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策条例による従業員等の一斉帰宅の抑制及び飲料水・食料の備蓄の普及・啓発</li> <li>・家族等との安否確認手段の確保の普及・啓発</li> <li>・施設内待機及び利用者の保護の普及・啓発</li> <li>・利用者保護ガイドラインの作成</li> <li>・一斉帰宅抑制推進モデル企業の認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所パンフレット・DVDの作成や出前講座等による一斉帰宅の抑制、利用者保護、飲料等の備蓄、安否確認手段の普及・啓発の促進</li> <li>・大規模集客施設や駅等との協定</li> </ul>
一時滞在施設等の確保 ○行政と民間事業者の協力による一時滞在施設等の確保（来街者等対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都所有・管理の公的施設の確保</li> <li>・一時滞在施設の確保について、事業所団体に対し協力要請</li> <li>・一時滞在施設ガイドラインの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発等で整備される一時滞在施設等の活用</li> <li>・事業所との協定の拡充</li> </ul>
帰宅困難者等への情報提供 ○帰宅困難者等に対する正確な情報提供に必要な体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ガイドラインの作成</li> <li>・帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（屋外スピーカー）、ホームページ、メール配信、防災マップアプリ、一時滞在施設等への案内マップのほかSNS、デジタルサイネージなど多様な情報伝達手段の整備</li> </ul>
駅周辺等における混乱防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都帰宅困難者対策フォーラムの開催</li> <li>・帰宅困難者対策訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区帰宅困難者支援施設運営協議会の活動支援</li> </ul>
徒歩帰宅困難者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅支援対象道路の指定</li> <li>・災害時帰宅支援ステーションの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩帰宅の留意事項の普及・啓発の促進</li> </ul>
帰宅困難者の搬送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス、船舶、タクシー等代替搬送手段の広域的な確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の対策を基に搬送体制の周知の実施</li> </ul>

第3 帰宅困難者一時滞在施設等の整備と運営

1 中央区帰宅困難者支援施設運営協議会

区では、帰宅困難者受入施設として再開発に際し一時滞在施設等の整備を積極的に進めており、こうした施設に来街者等の帰宅困難者を災害時に受け入れるため、民間事業者が主体となり運営にあたる「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」を平成24年10月23日に設立した。

協議会では、さらなる連携を図るため、京橋地区委員会、銀座地区委員会、日本橋駅周辺地区委員会を設置し、地区内での検討を進めている。

2 組織

協議会は、開発事業者、鉄道事業者、地域事業者、関係機関等により組織する。

### 3 役割

協議会は、民間事業者が主体となり帰宅困難者一時滞在施設等を運営するための母体であり、民間と行政の役割分担、施設運営上の中央区内共通ルールとして計画を定めた上、今後整備される各地域の施設の運営についても総合的に調整を行う。

### 4 帰宅困難者一時滞在施設等運営

#### (1) 協議会（民間事業者等）の役割

- ア 施設運営計画、マニュアル等の作成・改定
- イ 防災備蓄倉庫の整備と備蓄品の管理・更新
- ウ 災害発生時の受入れ、情報提供、物資提供、応援要員の派遣等

#### (2) 区の役割

- ア 事務局等運営（協議会の開催、一時滞在施設等の周知、参加事業所の拡充等）
- イ 地域防災無線の設置や防災マップアプリの運用による情報伝達体制の整備
- ウ 災害発生時の開設指示、情報提供等

※帰宅困難者一時滞在施設等一覧は、別冊資料(7ページ)を参照。

## 第4章 再開発諸制度（区・災対都市整備部）

区では、一定規模以上の開発事業に関して必要な指導・協力要請を行う「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、開発の計画段階において防災対策が講じられるよう指導している。具体的には、発災直後から3日間建物内で自立した生活を可能にすることを目標にした防災計画書の提出を求めており、都市計画制度の一つである地区計画に定める「公共性の高いホテル関連施設」については、帰宅困難者の受入れ等を求めている。また、周囲への地域貢献が求められる大規模開発事業に関しては、指導要綱に加え「中央区まちづくり基本条例」の規定に基づき、地域防災備蓄倉庫や帰宅困難者のための避難場所等の整備を求めるなど、さまざまな制度を活用し、再開発等の機会を捉えて災害に強いまちづくりを推進していく。

### 第1 中央区まちづくり基本条例

#### 1 対象となる開発事業

- (1) 都市開発諸制度（高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、都市再生特別地区）の活用による開発事業
- (2) 敷地面積が3,000㎡以上の開発事業

#### 2 事業計画に反映すべき事項（防災対策に関する項目のみ）

以下の項目から2つ以上選択する。

- (1) 避難の用に供する広場
- (2) 地域防災備蓄倉庫
- (3) 帰宅困難者一時待機場所及び一時滞在施設
- (4) 災害用設備の設置
- (5) 情報発信施設
- (6) 雨水利用するための貯留施設(災害時)の設置
- (7) 雨水流出抑制用の貯留施設

## 第2部 災害予防計画

## 第1編 災害に強いまちづくり

- (8) 消防団活動施設
- (9) 防災船着場
- (10) その他これらに類する防災対策に寄与するもの

## 3 開発計画に関する住民協議の実施

- (1) 区と開発事業が行われる地域の区民等との協議
- (2) 開発事業者による住民説明会の開催

## 第2 中央区市街地開発事業指導要綱

## 1 整備内容

建物の用途や規模に応じて必要な防災対策を指導する。

## (1) 敷地面積100㎡以上の場合

- ア 防災備蓄倉庫の設置
  - イ 受水槽及び高架水槽に対する感震器連動型止水弁の設置
  - ウ 地震時対応エレベーターの設置
  - エ 防火水槽の設置
  - オ 緊急告知ラジオを活用した緊急情報等を一斉放送できる設備の設置
- (2) 敷地面積100㎡以上で、容積率緩和を受けるホテルの場合((1)の項目に追加して整備)

- ア ホテルの施設利用者、宿泊者及び従業員用の防災備蓄倉庫の設置
- イ 帰宅困難者の受入れ等の取組

## (3) 敷地面積3,000㎡以上の場合((1)の項目に追加して整備)

- ア 地域貢献のための50㎡以上の地域防災備蓄倉庫
- イ 災害用仮設トイレが設置可能な外部汚水マンホールの設置
- ウ 災害用仮設トイレの排水用雨水貯留槽の設置(150立方メートル以上)
- エ 地域住民及び帰宅困難者のための避難場所の整備

## 2 手続きの流れ(防災に関する項目のみ)

- (1) 事前申出書の提出(防災計画書(案)の提出)
- (2) 区と協議
- (3) 合意書の交換(防災計画書の提出)
- (4) 建築基準法に基づく建築確認申請や認定申請などの法定手続
- (5) 開発事業の実施
- (6) 履行事実の届出(防災備蓄倉庫・地域防災備蓄倉庫・避難場所設置届の提出)

## 3 防災備蓄倉庫の維持管理

開発事業者が防災備蓄倉庫に備蓄した飲料水、保存食料、簡易トイレ等備蓄品の維持管理については、建物の管理組合等が自主的に管理する。なお、地域防災備蓄倉庫については、区と協議を行う。

## 第5章 建築物の耐震化の促進(区・災対都市整備部)

区では、新耐震設計基準以前に建築された建築物の耐震性の向上を計画的かつ総合的に促進するための目標や施策を明らかにし、地震による建築物の被害を未然に防ぎ、「安全・安心な住まい・まちづ

くり」の実現を目指すため、「中央区耐震改修促進計画」を策定している。なお、現計画期間は平成28年度から令和2年度としており、現在改定に取り組んでいる。

## 第1 計画方針

建築物の耐震性の向上にあたっては、地域の安全性に対する影響を考慮し、建築物所有者が主体的に取り組むことが重要である。そのため、区は、建築物所有者が主体的に耐震性の向上に取り組むことができるよう、技術的・財政的な支援を行うとともに、区の特性を踏まえながら、耐震診断や耐震補強の促進を図る。

## 第2 耐震化率の目標

### 1 住宅

耐震化率95%以上を目指す。

### 2 民間特定建築物(一定規模以上の事務所や店舗など多数の者が利用する民間建築物等)

耐震化率95%以上を目指す。

※施設の耐震化の状況については、第2部第4編第2章「公共施設防災計画」(58ページ)を参照。

※避難所の整備については、第3部第14編第3章「避難所」(196ページ)を参照。

## 第3 区の実施

### 1 住宅・建築物の耐震化の促進

東京に大地震が発生した際に建物被害を防ぐためには、建物の耐震化をどのようにすればよいのかという区民の疑問に答え、耐震化を促進するため、一般社団法人東京都建築士事務所協会中央支部、公益社団法人東京中小建築業協会中央支部、特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会及び区で中央区耐震促進協議会を設立し、耐震化の促進を行っている。

中央区耐震促進協議会の主な活動は下記のとおりである。

- (1) 旧耐震建築物所有者への個別訪問
- (2) 専門家による耐震化相談窓口の設置
- (3) 耐震フェアの開催

### 2 耐震補強等助成制度

区では、地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震補強工事等への助成を行っている。

#### (1) 住宅の耐震性の向上に対する支援

ア 木造住宅の簡易耐震診断(無料)の実施

イ 木造住宅の耐震補強等の助成

(ア) 耐震診断・補強計画

(イ) 耐震補強工事

(ウ) 簡易補強工事

ウ 分譲マンションの耐震補強等の助成

(ア) 耐震診断

(イ) 補強設計

(ウ) 耐震補強工事



(エ) 段階的耐震補強工事

エ 賃貸マンションの耐震補強等の助成

(ア) 耐震診断

(イ) 補強設計

(ウ) 耐震補強工事

(2) 業務商業建築物等に対する支援

耐震診断の助成

(3) 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震補強等に対する助成

建築物の倒壊により道路が閉塞されると救急・消火活動や緊急物資の輸送等に支障をきたすこととなる。このため緊急輸送道路(都が定める災害時に閉塞を防ぐべき道路)沿道の建築物について耐震診断などに助成を行っている。また、緊急輸送道路から防災拠点などへの経路沿道等の建築物についても助成している。助成項目は(1)のウ及びエ並びに(2)としている。

(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強等に対する助成

東京都は、平成23年6月に緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を特定緊急輸送道路として指定し、その沿道建築物について平成24年4月から耐震診断の実施を義務化し、重点的に耐震化を図っている。

区は平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強等に対する助成を開始し、耐震化を支援している。

(ア) 補強設計

(イ) 耐震補強工事

(ウ) 段階的耐震補強工事

(エ) 建替え

(オ) 除却

3 耐震化アドバイザーの派遣

東京に大地震が発生した際の建物被害を防ぐための耐震化の方法等についてアドバイスするため、耐震化の専門家をアドバイザーとして無料で派遣している。

4 融資あっせん

木造住宅の耐震補強工事費用の調達が困難な場合、区が必要な資金の融資あっせんを行う。

5 耐震改修促進法の規定に基づく認定

耐震改修促進法の規定に基づき認定を行うことにより耐震化の促進を図る。

(1) 建築物の耐震改修の計画の認定

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

6 地区計画等による建替えの促進

耐震補強等の推進により既存建築物の耐震性の向上を進めるとともに、地区計画などを活用した建替えにより、地域の防災性の向上を図る。

7 超高層建築物等の長周期地震動対策支援

東日本大震災などで観測された超高層建築物等の長時間の揺れの原因となる長周期地震動の対策を進めるため、国による支援制度の活用を促進する。

8 耐震性が不足しているブロック塀への取組

大阪北部地震で発生したブロック塀倒壊の教訓を踏まえ、倒壊のおそれがあるブロック塀を撤去し緑化を図る際の助成を行っている。

第6章 道路整備計画（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

第1 整備方針

本区の道路総延長は自動車専用道路を含め193,406m、総面積2,974,932m<sup>2</sup>で、そのうち特別区道の延長は80.3%で155,253m、面積は約56.8%で1,690,069m<sup>2</sup>である。

道路の区面積に占める割合は約26%（自動車専用道路除く）で、舗装率は100%と整備されている。

今後も沿道の状況、道路の幅員、地下埋設物及び交通量を考慮し、最も道路の損傷の著しい路線から順次体系的に整備・改修を実施する計画である。また道路にふくそうしている電線類を地中に入れ無電柱化を進め災害に強いまちづくりを推進する。

第2 整備計画

1 道路の現況

区環境土木部、第一建設事務所及び東京国道事務所が区内で管理する道路の現況は次のとおりである。

地域 種別	計		京 橋		日 本 橋		月 島	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
計	m 181,565	m <sup>2</sup> 2,649,094	m 75,016	m <sup>2</sup> 1,092,905	m 75,661	m <sup>2</sup> 1,025,770	m 30,888	m <sup>2</sup> 530,419
国 道	5,151	163,825	2,003	57,480	3,148	106,345	0	0
都 道	21,160	795,200	9,719	355,483	6,373	236,567	5,069	203,150
区 道	155,253	1,690,069	63,294	679,942	66,140	682,858	25,819	327,269

（参考）自動車専用道路は、延長11,841m、面積325,838m<sup>2</sup>（令和元年度特別区土木関係現況調査）

2 事業計画

本区に係る都市計画道路事業は下表のとおりである。

路線名	区 間	延 長	幅 員	摘 要
放射34号線支線1	晴海四丁目	約0.3km	約50-73m	R3年度完成予定
環状第2号線	中央区晴海五丁目～ 港区虎ノ門一丁目	約3.1km	約20-50m	R4年度本線の全線 開通予定
補助線街路 第96号線	日本橋本石町二丁目～ 八重洲一丁目	約0.3km	約34-40m	R22年度完成予定
補助線街路 第314号線	晴海四丁目～ 晴海五丁目	約0.8km	約50m	R3年度完成予定
都市高速道路 第4号線	千代田区内神田二丁目～ 日本橋小網町	約0.7km	約17m	R22年度完成予定
都市高速道路 第4号線分岐線		約1.2km	約31m	

### 3 電線共同溝の整備

災害に強い都市基盤を整備するとともに安全かつ円滑な交通の確保と道路の景観整備を行うため電線共同溝の整備を推進する。

無電柱化の現況は下記のとおり。

種 別	無 電 柱 化 状 況
国 道	全路線無電柱化済。
都 道	東京浦安線、外濠環状線、日本橋芝浦大森線等は、上野月島線等は、無電柱化済。その他の都道についても無電柱化を推進する。
区 道	幹線道路及び昭和通り以西の地域は、概ね完了しており今後は優先性、効果性を踏まえ障害物除去路線や要望の多い路線等を順次整備し無電柱化を推進する。

## 第7章 橋りょう整備計画（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

### 第1 整備方針

本区の橋りょうは、関東大震災の復興事業として整備されたものが多く、道路橋としての一般的耐用年限に近づき耐荷能力が低下の傾向にある。

これらについては、随時目視による点検や、定期的な健全度調査を実施するとともに、阪神・淡路大震災後の新基準（以下「新基準」という。）に基づき、落橋防止装置の設置及び橋脚補強などの耐震補強工事等を行っている。

また、平成22年3月に策定した「中央区橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年3月第2回改定）に基づき、修繕工事や架け替えを実施している。

### 第2 整備計画

#### 1 橋りょう及び横断歩道橋の現況

区、都第一建設事務所及び東京国道事務所が区内で管理する橋りょう及び横断歩道橋の現況は次のとおりである。

##### (1) 整備状況

##### ア 橋りょうの現況

種 別	地域別	計	京 橋	日 本 橋	月 島
計		67 橋(4)	25橋	24橋(1)	18橋(3)
国 道		3	0	3	0
都 道		29	9	11	9
区 道		32(3)	16	7	9(3)
その他の区道		3(1)	0	3(1)	0

※1 その他の区道とは区境にある千代田区管理橋りょう

※2 区境にある都建設局千代田工区、港工区、都市整備局の管理橋りょうを含む

※3 平成29年度の都管理橋りょう定義の見直しにより、陸橋をトンネル扱いとした

※4 ( ) 内は、歩行者専用橋の数で内数

イ 横断歩道橋の現況

種別 \ 地域別	計	京橋	日本橋	月島
計	18橋	7橋	6橋	5橋
国道	1	0	1	0
都道	11	7	2	2
特別区道	6	0	3	3

※区所管及び都所管の橋りょう一覧は、別冊資料(10ページ)を参照。

2 事業計画

震災時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう橋りょうの経年による老朽などの健全度を定期的に調査する。この調査結果に基づき、耐久・耐震力の向上を図るため補修・補強あるいは架替等の整備工事を実施する。なお、災害時の緊急輸送道路を確保する観点等から、基準に基づく耐震補強（落橋防止等）が必要な橋りょうに対し、工事を実施しており、区内の橋りょうは完了している。今後も引き続き定期的な健全度調査の結果により、老朽化の著しい橋りょうについては、緊急性・重要性などを考慮して「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋面舗装、塗装、床版補強など予防保全的な修繕工事や計画的な架け替えを行う。

第8章 公園の防災計画（区・災対環境土木部）

第1 計画方針

1 区内公園・児童遊園において、災害時にかまどを利用できるベンチや停電時にも明かりが確保できる照明灯を設置する。

	設置公園
かまどベンチ (34公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜川公園、新川公園、数寄屋橋公園、明石町河岸公園、越前堀児童公園、鉄砲洲児童公園、京橋公園、築地川公園、築地川銀座公園、築地川千代橋公園、あかつき公園、湊公園、桜橋南東児童遊園</li> <li>坂本町公園、浜町公園、十思公園、堀留児童公園、蛸殻町公園、小網町児童遊園、箱崎公園、左衛門橋南東児童遊園、茅場橋北児童遊園、茅場橋南児童遊園、あやめ第二公園</li> <li>月島第一児童公園、石川島公園、新月島公園、豊海運動公園、豊海児童公園、佃公園、月島第二児童公園、晴海第二公園、晴海臨海公園、黎明橋公園</li> </ul>
かまどスツール (3公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>楓川久安橋公園、水谷橋公園、明石町河岸公園</li> </ul>
太陽光照明 (35公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜川公園、新川公園、数寄屋橋公園、明石町河岸公園、越前堀児童公園、鉄砲洲児童公園、京橋公園、築地川公園、築地川銀座公園、築地川千代橋公園、あかつき公園、湊公園、楓川久安橋公園、水谷橋公園</li> </ul>

太陽光照明 (35公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂本町公園、浜町公園、十思公園、堀留児童公園、蛸殻町公園、小網町児童遊園、箱崎公園、左衛門橋南東児童遊園、中洲公園、茅場橋北児童遊園、本石町公園</li> <li>・月島第一児童公園、石川島公園、新月島公園、豊海運動公園、豊海児童公園、佃公園、月島第二児童公園、晴海第二公園、晴海臨海公園、黎明橋公園</li> </ul>
-----------------	---

2 公園の整備をはじめ、オープンスペースの拡充を進めることを「中央区緑の基本計画」において位置づけている。

なお、オープンスペースの拡充を図る上で、防災拠点となる学校や公共施設を公園と一体化させ、双方の利便性を向上させるなど設計に配慮する。

3 災害時に給排水ができなくなった場合、床下のピットを便槽として利用できる災害時対応型公衆便所を設置する。

※災害時対応型公衆便所については、第3部第21編第3章「し尿処理計画」(251ページ)を参照。

4 徒歩帰宅者に対する公園での一時休憩を支援するため、腰掛機能を兼ね備えた公園施設や、ソーラー照明、かまどベンチの充実を図っていく。

## 第9章 その他の区取組

### 第1 建替え・改修アドバイザー制度利用助成

分譲マンションの管理組合が建替えや改修について、専門家が情報提供を行う公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「建替え・改修アドバイザー制度」を利用する際に要する費用の助成を行う。

### 第2 マンション管理士の派遣

分譲マンション管理組合の総会・理事会・勉強会等にマンション管理士を派遣し、維持管理、大規模修繕、建替え等について助言・提案等の支援を行う。

### 第3 既存建築物等の維持管理への指導

窓ガラス・屋外広告物・外壁タイル等の落下物防止対策や既存建築物・設備・エレベーターなどの維持管理について、定期報告などのさまざまな機会を活用しながら、既存建築物所有者に対して指導を行う。

### 第4 「1ビル1台」ルールの普及啓発

エレベーターの保守要員は限られており、多くのマンションやビルの機能をできるだけ早期に復旧するため、1ビルにつき1台のエレベーターの復旧を原則とする「1ビル1台」ルールを都や関係団体と協力し、広く区民や事業所等に対し普及啓発を行う。

### 第5 家具類転倒・落下・移動防止器具の取付支援

災害時に建物内にある家具類の転倒、落下、移動等による人的被害を最小限に抑えるために防災指導の機会を活用し、家具類転倒・落下・移動防止器具設置の徹底をはかり、購入及び取付の助成を行う。

## 第6 住宅用火災警報器の普及

火災発生時に早期に発見し被害を拡大しないために、住宅用火災警報器の有効性を普及・啓発する。

## 第7 緊急地震速報の普及・啓発

地震の大きな揺れが来る前に、地震の揺れを通知する緊急地震速報の有効性を普及・啓発する。

## 第8 緊急告知ラジオの普及

防災行政無線の補完手段として緊急地震速報、全国瞬時警報システム（Jアラート）などの緊急情報を告知する緊急告知ラジオを普及する。

## 第9 防災用品のあっせん

区民や事業者が地震などの災害に備えるため、懐中電灯や簡易トイレなどの避難用品、家具類転倒・落下・移動防止器具や火災対策用品、備蓄品として長期保存が可能な水や食料など、防災用品のあっせんを行う。

## 第10 防災マップアプリの普及・啓発

区民及び帰宅困難者を避難所や帰宅困難者一時滞在施設に円滑に誘導するため、災害時に避難所等の開設状況や災害情報を発信する防災マップアプリを普及・啓発する。

## 第2編 交通施設防災計画（各機関）

### 第1章 計画方針

首都高速道路は、都市活動を支える重要な交通施設であるため、整備に万全を期すとともに、安全化を推進する。

鉄道事業に係る車両・施設・設備については、地震及び風水害その他災害による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、地方自治体及び関係防災機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命の安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

### 第2章 首都高速道路防災計画（首都高速道路株式会社）

#### 第1 現 況

##### 1 道路の現況

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速都心環状線 (都道首都高速1号線、 都道首都高速4号分岐 線、都道首都高速8号 線)	4.3km	〔内回り〕 江戸橋、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、銀座、新富町、 京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、 江戸橋	内回り12箇所 外回り10箇所	内回り2箇所 外回り2箇所
高速1号上野線 (都道首都高速1号線)	2.0km	〔上り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町	上り 1カ所 下り なし	上り なし 下り なし
高速6号向島線 (都道首都高速6号線)	3.2km	〔上り〕 箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)	〔上り〕 箱崎(浜町、清洲橋) 〔下り〕 箱崎(浜町、清洲橋)	上り 8箇所 下り 7箇所	上り なし 下り 1カ所
高速9号深川線 (都道首都高速9号線)	0.4km	〔下り〕 箱崎(浜町)	〔上り〕 箱崎(浜町、清洲橋)	上り 3箇所 下り 3箇所	上り 2箇所 下り 2箇所
高速10号晴海線 (都道首都高速10号線)	0.7km	〔下り〕 晴海	〔上り〕 晴海	上り 1カ所 下り 1カ所	上り なし 下り なし
高速八重洲線 (都道首都高速4号線)	1.5km	なし	なし	南行 18箇所 北行 16箇所	南行 3箇所 北行 9箇所
計	12.1km	—	—	—	—

##### 2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、兵庫県南部地震規模の地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、上部工耐震補強を平成8年度から実施し、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を完了している。また、トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等はこれらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

### 3 トンネルの現況

トンネル名	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導 設備 (高速上扉) 非常口	その他設備				
			非常電話	押ボタン式 通報装置	火災検知機	トンネル入口 警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
汐留	高速都心環状線	286	4	12	22	2	—	12	12	—	—	有	18	有	19	—
八重洲	高速八重洲線	1,400	33	61	116	2	有	69	61	有	10	有	45	有	190	199

## 第2 事業計画

### 1 事業計画の概要

- (1) 首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。また、トンネルについても同様に崩壊等を生じないように、トンネルの安全性を維持する対策を実施していく。そのほか、お客様等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実を図ることとする。
- (2) 災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。

### 2 実施計画の内容

- (1) 道路構造物の安全性の向上・維持  
緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を引き続き実施していく。
- (2) 道路構造物、管理施設等の定期点検
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検

## 第3 お客様等の安全確保

お客様等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

- 1 お客様等への情報伝達の充実
- 2 避難・誘導施設の整備

## 第4 資機材の備蓄等の措置

震災時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資機材及び物資の備蓄等を行う。

## 第5 防災広報の実施

震災時において、お客様等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事でパンフレットの配付等の広報を実施する。

## 第6 防災訓練の実施

震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

### 1 訓練項目



第2部 災害予防計画  
 第2編 交通施設防災計画

- (1) 非常参集訓練
- (2) 初動対応訓練
- (3) 応急対策訓練
- (4) 避難誘導訓練

- 2 実施時期・回数  
 年1回以上

### 第3章 都営地下鉄施設防災計画（都交通局）

#### 第1 施設の現況

##### 1 施設の現況

区内の都営地下鉄線の路線は、都営浅草線、都営新宿線及び都営大江戸線があり、線路延長は都営浅草線18.3km、都営新宿線23.5km、都営大江戸線は40.7kmである。

区内の線路距離は、都営浅草線約4km、都営新宿線約1km及び都営大江戸線約2km、合計約7kmが全てずい道である。

##### 2 駅の現況

区内の都営地下鉄線の駅は、都営浅草線5駅、都営新宿線2駅、都営大江戸線3駅、合計10駅であり、それぞれ各駅に換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導灯設備等が設置されている。

駅名及び一日平均乗降人員（令和元年度）は次のとおりである。

○都営浅草線	東銀座駅	86,726人
	宝町駅	32,982人
	日本橋駅	101,779人
	人形町駅	56,210人
	東日本橋駅	84,888人
○都営新宿線	馬喰横山駅	118,024人
	浜町駅	23,188人
○都営大江戸線	月島駅	75,411人
	勝どき駅	108,147人
	築地市場駅	26,265人

##### 3 運転現況

###### (1) 都営浅草線

列車編成	8両編成、一部6両編成
運転間隔	朝ラッシュ時2分30秒、日中5分～8分30秒、夕ラッシュ時2分30秒
最大運転回数	平日674回 土休日621回

###### (2) 都営新宿線

列車編成	8両編成、一部10両編成
運転間隔	朝ラッシュ時2分30秒～4分、日中4分30秒～10分、夕ラッシュ時3分～7分

最大運転回数	平日423回 土休日385回
(3) 都営大江戸線	
列車編成	8両編成
運転間隔	朝ラッシュ時3分、日中6分～7分、夕ラッシュ時5分
最大運転回数	平日414回 土休日360回

## 第2 各施設の点検整備

### 1 情報収集及び情報提供の連絡体制

#### (1) 通信設備及び放送設備

都営地下鉄線は業務に即応して、常時使用できる各種電気通信設備を有し、災害発生時に備えて情報連絡の完全確保を期するため整備を行い、また、放送設備についても異常災害発生の際、乗客に対する情報の提供及び避難、誘導に万全を期するため、定期的に点検を行っている。

#### (2) 監視盤

ア 列車緊急停止装置

イ 火災表示警報監視盤

ウ 汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤

エ エスカレーター警報監視盤

オ 浸水防止機作動表示監視盤（東日本橋3箇所、人形町1カ所に設置し、定期的に作動テストを実施する。）

### 2 駅構内、車両、軌道、架線等の整備点検

地下鉄の建造物は、地下線部及び地上線部とも耐震性を十分に考慮して設計している。

また、軌道及び架線についても構造物の耐震性からその変状は少なく、地震に対して十分安全性は保たれる。ずい道内構築各駅変電設備は各保守担当係員が定期的に点検整備を行っている。

各駅には、消火設備及びそれに対する監視盤を設置しており、また、駅舎及び車両の不燃化については、区内設置の駅は建築基準法に準じた不燃化を実施しており、車両は技術基準（国土交通省令）に基づいて製作されている。火気使用その他の安全規制についても、各駅務区の消防計画により定められている。

### 3 浸水防止、排水設備の整備点検

区内の各駅には、それぞれ排水ポンプ装置を設置しており、排水溝等の清掃を定期的に施行し、良好な排水機能の維持に努めている。

浸水防止については、各駅出入口からの浸水を防ぐため止水板を整備し、土のう等も準備している。

### 4 停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備しているため、全系統の供給が停止するという事態以外は駅及びずい道内が長時間停電することはない。また、駅構内には、バッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯を設備しているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯がある。

なお、全停電の際の駅の残置灯、駅の動力電源（消防用、排水ポンプ関係）、ずい道電灯、防災電源等を確保するため、都営浅草線では大門変電所に、都営新宿線では東大島変電所に、都営大江戸線では光が丘及び小名木川変電所に非常用発電装置を設備して定期的に点検整備を行っている。

## 第4章 東京メトロ施設防災計画

### 第1 計画方針

災害等による被害の軽減を図るため、被害想定を明確化し、防災教育訓練を行うことにより、人命の安全・施設の保護と輸送の円滑を図る。

### 第2 施設の現況

東京メトロの全路線延長は、195.0kmである。そのうち区内には、6路線、14駅がある。

#### 1 線名及び線路延長（14.23km）

- |          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 銀座線  | 2.92km（三越前～銀座）   |
| (2) 丸ノ内線 | 0.68km（銀座）       |
| (3) 日比谷線 | 4.38km（小伝馬町～銀座）  |
| (4) 東西線  | 1.75km（茅場町～日本橋）  |
| (5) 有楽町線 | 2.79km（銀座一丁目～月島） |
| (6) 半蔵門線 | 1.71km（三越前～水天宮前） |

#### 2 駅名及び一日平均乗降人員（令和元年度）

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 三越前    | 133,564人 |
| (2) 日本橋    | 199,797人 |
| (3) 京橋     | 63,693人  |
| (4) 銀座     | 257,440人 |
| (5) 小伝馬町   | 41,132人  |
| (6) 人形町    | 80,099人  |
| (7) 茅場町    | 129,424人 |
| (8) 八丁堀    | 117,546人 |
| (9) 築地     | 71,205人  |
| (10) 東銀座   | 91,855人  |
| (11) 銀座一丁目 | 39,562人  |
| (12) 新富町   | 43,838人  |
| (13) 月島    | 77,166人  |
| (14) 水天宮前  | 84,016人  |

### 第3 防災体制

#### 1 施設等に対する防災体制

トンネル、線路等施設の定期的検査を行い、安全上必要な箇所は補強している。

#### 2 防災施設の整備

##### (1) 防災設備及び非常用電源

駅及びトンネルの防災設備は定期的検査を実施し、いつでも稼動するように整備している。

また、東京電力からの受電系統全てが停電した場合でも、主要駅には防災設備のための電源として非常用発電機を備えるほかバッテリー設備を備えている。

##### (2) 通報設備

関係行政区、気象庁、関係防災機関との緊急連絡、並びに東京メトロ内相互の情報伝達・収

集ため、必要な通信設備を整備している。

(3) 排水設備

トンネル内に排水ポンプを整備している。

(4) 車両の防火対策

国土交通省の基準に基づき、不燃性の材質で造っている。また、各車両には消火器を備え付けている。

(5) 浸水対策

ア 駅出入り口に止水板を設置している。

イ トンネル内には排水設備を設置している。

#### 第4 防災教育

災害等に対する災害予防、応急対策、復旧対策の知識、技術の普及のため、予想される被害想定を明確にした初動措置、防災業務計画内容の徹底、復旧対策などの教育訓練を計画・実施している。

また、旅客に対しては、平素からPR紙「東京メトロニュース」等により、防災設備及び避難誘導について周知している。

### 第5章 JR東日本施設防災計画

#### 第1 計画方針

鉄道事業に係る車両・施設・設備について、風水害及び地震その他災害による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、地方公共団体及び関係防災機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

#### 第2 施設の現況

1 線名及び線路の延長

総武本線 3.22km（東京駅～両国換気所間）

京葉線 2.8km（東京駅～越中島間）

2 駅名及び一日平均乗車人員（令和元年度）

(1) 新日本橋 20,100人

(2) 馬喰町 26,183人

(3) 八丁堀 35,957人

#### 第3 防災体制

1 施設等に対する防災対策

線路建造物（トンネル等）の定期的検査を行い、耐震性及び災害による被害防止等をチェックし、更に防災強度を把握しその機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたてる。

2 防災業務施設及び設備の整備

気象庁・地方自治体及び関係防災機関との緊急連絡、並びに部内相互間における予報・警報の伝達・情報収集のため、必要な通信設備及び警報措置を次により整備する。

(1) JR・NTT電話の緊急連絡用電話

(2) 指令専用電話、ファクシミリ

(3) 列車無線、携帯無線機

第2部 災害予防計画  
第2編 交通施設防災計画

(4) 地震、風、雨の規制ネットワーク

#### 第4 防災教育

風水害及び地震等に対する災害予防・応急対策並びに復旧対策の知識、技術の普及を図るため次の教育を行う。

- 1 予想される災害及び初動措置
- 2 防災業務計画内容の徹底
- 3 鉄道施設の被害及び復旧対策

#### 第5 異常気象時の警戒体制

##### 1 風水害等対策

列車もしくは車両の運転、又は線路の保守に従事する係員は、降雨・降雪等により災害が発生するおそれのある場合、また気象通報を受領した場合は、列車・車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒を行う。

##### 2 震災対策

- (1) 保線技術センター所長は、保安規定に基づき線路巡回を行う。
- (2) 乗務員は、運転中に地震を感知し危険と認めたときは直ちに停止し、速やかに隣接駅長と連絡をとりその指示を受ける。

##### 3 浸水対策

- (1) 階段出入口付近に止水板の設置を行う。
- (2) トンネル内に排水設備の設置を行う。

## 第3編 ライフライン施設防災計画（各機関）

### 第1章 水道施設防災計画（水道局中央支所等）

#### 第1 施設の現況

- 1 区内の水道供給は、利根川水系を水源として、三郷浄水場（三郷市）→芝給水所（港区）系と朝霞浄水場（朝霞市）→芝給水所（港区）→晴海給水所（中央区）系によって給水している水道供給施設としては、これらの各浄・給水所と施設間を連絡する配水管網（主要配水管現況図参照）によって構成されている。

※主要配水管現況図は、別冊資料(13ページ)を参照。

- 2 配水管の布設延長 (令和2年3月31日現在)

管種	小管（径75mm～350mm）	本管（径400mm以上）	計
铸铁管	274,890m	34,131m	309,021m
鋼管	2,586m	5,415m	8,001m
計	277,476m	39,546m	317,022m

#### 第2 施設の耐震性強化

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

管路については、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10カ年事業」を実施してきたが、平成25年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化10カ年事業」を推進している。これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関等への供給ルート耐震継手化に加え、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給するルート等について、管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進していくほか、給水管についても耐震化を実施していく。

### 第2章 下水道施設防災計画（下水道局中部下水道事務所）

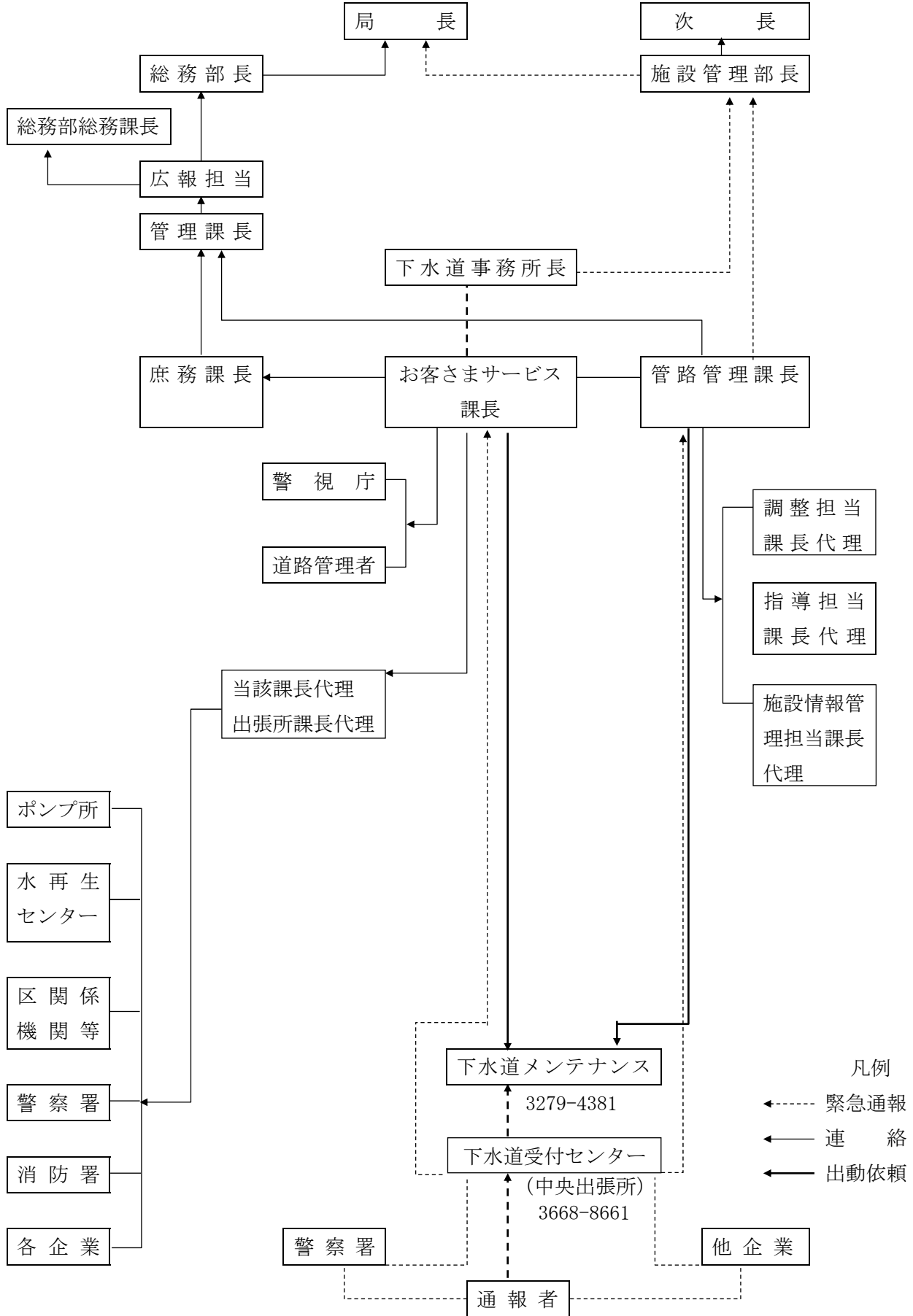
#### 第1 現況

中央部内陸部は、芝浦排水系統に属し、月島地区及び晴海地区は砂町排水系統に属している。区内7カ所のポンプ所で雨水を吸揚し付近の河川に放流し、内陸部の汚水は芝浦水再生センターへ、月島地区及び晴海地区の汚水は砂町水再生センターへ送水し処理している。

#### 第2 処理施設

- 1 芝浦水再生センター 港区港南1-2-28  
処理能力 日量 830,000m<sup>3</sup>
- 2 砂町水再生センター 江東区新砂3-9-1  
処理能力 日量 658,000m<sup>3</sup>

第3 情報連絡態勢（下水道局）



## 第4 防災対策

災害時における内水排除を重点におき、次の点検等を常時実施している。

- 1 下水道管渠及び伏越の浚渠
- 2 雨水吐及び放流扉の常時点検
- 3 ポンプ所のポンプ点検・整備
- 4 ポンプ動力の予備電源（停電時）として、ディーゼル及びガスタービン発電機の燃料、冷却水、潤滑油の確保及び点検・整備
- 5 その他、各種付属機器の点検・整備
- 6 運転要員の確保
- 7 情報連絡態勢の強化のため、東京域レーダ雨量計端末装置及び下水道光ファイバー網を利用した専用電話を設置しており、都との無線電話設備も設置している。

## 第3章 電気施設防災計画（東京電力パワーグリッド）

### 第1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策があるが、この計画では当面、そのうち、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設の災害予防の範囲とした。

### 第2 施設の防災対策

下表防災対策のとおり

災害種別	設備名	防災対策
洪水・高潮対策	送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
	変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。
	配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。
風害対策	変電設備	各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
	配電設備	
地震対策	送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。
	変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。



災害種別	設備名	防災対策
地震対策	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
		(地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

### 第3 防災対策

#### 1 設備の防災対策

- (1) 避難場所・避難道路の配電設備の点検実施
- (2) 柱上設置変圧器の落下防止対策の実施
- (3) 支持物・支線などの点検改修の実施

#### 2 一般公衆に対する防災対策

災害発生時の事故防止に関して、ラジオ、テレビ、広報車等により、広報活動を行う。

## 第4章 ガス施設防災計画（東京ガス）

### 第1 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が4カ所、ホルダーのある整圧所が12カ所と、導管〔総延長約64,000km（平成31年3月末現在）〕からなる。

### 第2 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいて行っている。

施設名	内容
製造施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。</li> <li>2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。</li> </ol>
供給施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。</li> <li>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 導管網ブロック化 <p>震災時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)</p> <p>局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300ブロックに分割している。</p> </li> </ol> </li> </ol>

施設名	内容
供給施設	<p>なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。</p> <p>さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。</p> <p>イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化)</p> <p>中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。</p> <p>(2) 放散塔の設置</p> <p>地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備（放散塔など）を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置している。</p>
通信施設	<p>1 ループ化された固定無線回線の整備</p> <p>2 可搬型無線回線の整備</p>
その他の安全設備	<p>1 地震計の設置</p> <p>地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。</p> <p>2 安全装置付ガスメーターの設置</p> <p>建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。</p>

### 第3 整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

#### 1 製造施設

- (1) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。
- (2) 防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害の防止を図る。

#### 2 供給設備

- (1) 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (2) ほぼ全ての地区ガバナにセンサーを設置して揺れの大きさ(SI値)を計測可能とし、ガスの圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガバナを遠隔遮断し、地震被害が大きなLブロックを供給停止する防災システムを整備している。

## 第5章 通信施設防災計画（NTT東日本）

### 第1 計画方針

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、通信のそ通維持及び電気通信設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、各設備ごとに予防措置を講じ万全の体制を期する。

## 第2 施設の災害対策

### 1 建物

#### (1) 震災対策

過去における大震災の規模と被害状況を参考として交換機建物の設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害を防止するため、防火扉、防火シャッター、防潮扉等を設置している。

#### (2) 風水害対策

出入口、ドア、窓廻り等は板、ドライエリア側等はコンクリート壁と板の併用により建物内の浸水防止策を講じ、かつ点検を実施している。

### 2 建物内設備

#### (1) 震災対策

電信電話用機器の震動による倒壊及び損傷を防止するため、支持金物等による補強工事を実施している。

#### (2) 風水害対策

チャッキバルブ等を整備し排水設備からの逆流の防止に努め、排気口、ダクト口等に密栓を施しとう道内への浸水を防止している。

#### (3) 停電対策

通信電源確保のため、予備エンジンを設置し、また、バックアップとして移動電源車を配置している。

### 3 屋外設備

震災対策として、地下ケーブルは耐震性の高いとう道、共同溝等への収容を随時実施しているほか、とう道、共同溝の火災に備え不燃性、難燃性ケーブル等に取替えを実施している。

また、通信の途絶の場合や避難場所等との通信確保のため、携帯電話機、移動用無線機を常備している。

## 第3 災害予防体制

1 災害に対処するため、防災体制を確立し実施している。

2 情報収集連絡体制の整備（通報連絡系統の確立）

3 災害が発生した場合において通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、次の機器、車両を配備する。

(1) 災害対策用無線機、移動無線車

(2) 移動電源車

(3) 設備復旧のための工事用車両

(4) 防災用機器

4 応急措置計画を次の各項について策定している。

(1) 回線の切替措置

(2) 中継順路の臨時変更

(3) 災害対策用無線機、移動無線車の発動運用

(4) 移動電源車の発動運用

(5) 資材等のヘリコプター輸送

#### 第4 防災対策事業計画

電気通信施設等の耐震性について全面的に見直しを行い、その強化を図るとともに、通信伝送路に対するシステムとしての信頼性を高めるため、市内交換機能の分散、市外伝送路・重要加入者ケーブルの2ルート化、移動無線機・移動電源車の配備等の対策を実施している。

また、これらの機器等を利用した防災演習を行い、電気通信設備の災害予防と迅速かつ的確な復旧作業の習熟に努めている。

なお、電気通信設備を確保するために次の諸施策を行う。

- 1 公共機関等、必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- 2 通信が途絶するような最悪の場合でも、営業所は最小限度の通信ができるよう非常用公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- 3 架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。
- 4 耐震、耐火性の強い土道及び共同溝へのケーブル収容を推進する。
- 5 営業所、設備センター相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進し、主要営業所、設備センター相互間を結ぶ地下ケーブル方式（有線）と無線方式の両用を可能にする。
- 6 交換設備、電力設備、その他屋内設備の倒壊防止のため支持金物等で補強する。
- 7 電力供給源が停止した場合の対策として、予備エンジンを設置しているが、さらに被災したときを考慮して移動電源車を増強する。
- 8 震災による孤立対策として移動無線車、携帯用無線機、非常用移動交換機装置等を主要地域に増配備する。
- 9 弱体設備管理を強化し、段階的に補強及び取替えを実施する。

## 第4編 建造物防災計画（区各部、消防署）

### 第1章 一般建築物防災計画（区・災対都市整備部、災対福祉保健部、消防署）

#### 第1 建物の現況

区内の用途別建築物現況（消防法施行令別表第1による分類）は、表1のとおりである。

#### 第2 予防計画

- 1 建物の位置、構造、設備は、建築基準関係法令に基づき、消防用設備等は、消防関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させる。  
また、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、一般都市施設の整備の促進に努める。
- 2 建物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、防災の見地から火災予防及び応急対策の指導にあたる。また、消防用設備等については、適切な維持管理を指導するとともに、特に不特定多数の顧客を収容する施設（混在する建物を含む。）については、階段や避難器具の維持管理をはじめ、各占有・管理区分ごとの防火管理及び建物全体に係る共同防火管理体制の確立について強力に推進する。特に、一定規模以上の対象物については、防災管理体制の充実強化について指導する。
- 3 災害による危険を早期確実に発見し、地震、火災時及び風水害等における火災危険等を排除するために各種予防査察を実施する。査察の実施区分等は、査察対象物の用途、規模、出火危険、火災による人命危険、延焼拡大危険等の重要度に応じ、消防法施行令に定める防火対象物の区分及び危険物施設の区分とする。
- 4 地震時に火気使用設備から出火するのを防ぐため、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の設置徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔、固定及び火気使用設備・器具の転倒・落下・移動防止等、各種の安全対策の推進を図ってきている。これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。
- 5 火災発生時の人命危険度が高い、高層建築物、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び火災予防条例で定める火気を使用する工場作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、地震発生時の火気使用設備・器具等の転倒・落下・移動防止対策や、当該設備・器具の点検・整備・清掃の徹底による出火防止対策、災害時における従業員等の対応要領を指導する。
- 6 防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、事業者等に耐震措置の安全対策を指導する。  
特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時にも機能するよう維持管理について指導を強化する。
- 7 震災時における同時多発火災を防止するため、家庭や事業所に対して、地震火災の多様な出火原因を周知徹底するとともに、火災が発生した場合は早期初期消火が不可欠であることから、用途に合った消火用資器材の普及を図る。
- 8 住宅用火災警報器の未設置住宅への設置促進及び適切な維持管理の促進を図る。  
また、区は消防署と連携してその有効性を周知する。

- 9 帰宅困難者の発生抑制の取組を指導する。特に事業所の一斉帰宅の抑制、従業員、家族等の安否確認の手段をあらかじめ定めるよう指導する。
- 10 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 11 落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス等について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

表1 区内の用途別対象物数（消防法施行令別表第1の分類による）（令和2年4月現在）

		区 分		京橋消防署	日本橋消防署	臨港消防署
用 途 別 対 象 物	(1)	イ	劇場等			1
		ロ	公会堂等			
	(2)	イ	キャバレー等	2		
		ロ	遊技場等	2	1	1
		ハ	性風俗店			
	(3)	ニ	カラオケボックス	3	5	
		イ	料理店等	7	2	
	(4)	ロ	飲食店等	156	185	47
			百貨店等	94	97	8
	(5)	イ	旅館等	70	59	3
		ロ	共同住宅等	473	658	332
	(6)	イ	病院等	10	9	5
		ロ	老人福祉施設等	2	1	
		ハ	児童養護施設等	2	4	8
		ニ	幼稚園等	1	2	
	(7)		学校等	8	9	3
	(8)		図書館等	2	1	3
	(9)	イ	熱気浴場等			
		ロ	一般公衆浴場等	1	2	
	(10)		停車場等	12	20	2
(11)		神社等	13	12	4	
(12)	イ	工場等	16	12	24	
	ロ	スタジオ等				
(13)	イ	駐車場等	42	38	13	
	ロ	格納庫等				
(14)		倉庫	25	33	57	
(15)		前以外の事業所	1,037	1,528	183	
(16)	イ	特定用途の複合	1,611	1,044	174	
	ロ	非特定用途の複合	347	402	126	
(16の2)		地下街		1		
(16の3)		準地下街	2			
(17)		文化財	1	4	1	
(18)		アーケード				
計				3,939	4,129	995

## 第2章 公共施設防災計画

### 第1 計画方針

- 1 公共施設は、災害時には応急対策推進の拠点になることから、建設、消防設備及び管理等は建築基準関係法令、消防法、その他関係法令の定めるところに適合したものとし、防災対策に万全を期す。
- 2 消防法に基づく火災予防査察等により指導を受けた時は、速やかに補修等の措置を講じ、的確な維持管理を行う。
- 3 各施設の防火責任者は、職員及び利用者に対し消防用設備の使用方法等の周知徹底を図るとともに、災害予防意識の高揚に努め、災害時の人命及び財産の安全を期する。
- 4 地震発生時、区施設の窓ガラス破損による施設利用者・行人人等の生命及び身体を保護するため、窓ガラスに飛散防止の措置を行っている。
- 5 地震発生時の地震動から応急対策で必要となるパソコン本体等情報機器類及び什器類の転倒を防止するため、パソコン等機器類を固定する安全措置を講じている。
- 6 区施設は新耐震基準（昭和56年）施行以前から耐震上余裕をもたせた建物設計に配慮しているが、新耐震設計基準に伴い、それ以前の区施設に対する安全性を再確認するため、すでに改築等が予定されている1施設を除き耐震補強工事を完了している。

耐震診断実施	34施設
安全であったもの	8施設
耐震補強実施済	24施設
改築実施済	1施設

※区の施設の現況については、別冊資料(15ページ)を参照。

- 7 区施設の落下のおそれのある大規模空間の天井について、速やかに改修を行う。

## 第3章 高層建築物、地下街防災計画

### 第1 対象となる建築物

この計画の対象となる建築物等は、消防法第8条の2に規定する、高さ31メートルを超える建築物及び地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。

### 第2 予防計画

本編第1章「第2 予防計画」(56ページ)に準ずるほか、救助資機材の整備及び実践的な消防訓練ができる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して次の対策を指導する。

### 第3 火災予防対策

- 1 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- 2 長周期地震動に対する火気使用設備・電気器具の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 3 内装材料、家具調度品の不燃化、装飾防災物品等の普及推進
- 4 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

#### 第4 避難対策（混乱防止対策）

- 1 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- 2 ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- 3 長周期地震動によるショーケース、看板等の転倒・落下・移動防止対策及び避難路確保の推進
- 4 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- 5 避難口及び避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- 6 エレベーターの閉じ込め防止対策
- 7 多数傷病者発生時に備えた各事業所の救命講習の推進

#### 第5 防火管理対策

- 1 従業員に対する消防計画の周知徹底
- 2 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- 3 ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- 4 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- 5 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- 6 実践的かつ定期的な訓練の実施

#### 第6 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

### 第4章 大規模建築物防災計画

#### 第1 対象となる建築物

この計画の対象となる建築物とは、市街地再開発事業等都市計画決定を伴う開発事業における施設建築物、3,000平方メートル以上の敷地における建築物とする。

#### 第2 計画方針

大規模建築物の建築計画を行う場合、以下の施設など地域特性を考慮した地域防災に貢献し得る施設等の整備及び維持管理について区と協議を行う。

整備内容

- 1 ハードの整備
  - (1) 避難所等となり得るアトリウム等の屋内空間の確保
  - (2) 帰宅困難者一時滞在施設等の整備（人工地盤上の空地等を含む）
  - (3) 地域備蓄スペースの確保
  - (4) 居住者・帰宅困難者に対する食料・水等備蓄スペースの確保
  - (5) 防災区民組織の活動拠点となり得る空地の確保
  - (6) 災害時の避難、物資輸送等の基地となり得る交通拠点の整備
  - (7) 避難状況、被災状況等の情報通信設備の整備
  - (8) 仮設トイレの設置可能な排水用マンホール及び洗浄用水に利用する雨水貯留槽の整備
  - (9) ヘリサインの整備
- 2 ソフトの整備



- (1) 建物・公共空間の維持管理者設置
- (2) 帰宅困難者施設運営協議会への参画・区との連絡態勢の維持
- (3) 備蓄資材等の確保及び資材等の維持管理者設置
- (4) 建物・公共空間、防災区民組織及び備蓄資器材等についての定期報告の実施

## 第5章 文化財防災計画

### 第1 文化財の現況

#### 1 国指定文化財・国登録有形文化財

国指定文化財			
建造物	国宝	0	
	重要文化財	9	
美術工芸	国宝	6	
	重要文化財	31	
芸能	重要無形文化財	4	
	内訳	個人（人間国宝）	3
		団体	1
史跡・名勝 天然記念物	特別史跡名勝天然記念物	1	
	史跡名勝天然記念物	1	
国登録有形文化財			
建造物		8	
美術工芸		1	

#### 2 都指定文化財・中央区民文化財

都指定文化財		中央区民文化財	
有形文化財	4	有形文化財	72
無形文化財	0	無形文化財	0
有形民俗文化財	0	有形民俗文化財	20
無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	1
史跡	0	区民史跡	7
旧跡	11	天然記念物	0
天然記念物	0		

※文化財一覧は、別冊資料（18ページ）を参照。

### 第2 計画方針

- 1 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるため、学校教育及び社会教育を通じ、その認識と保護思想の育成を図る。

- 2 指定建築物の内外における火気、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な設備の設置と防災組織の編成を関係機関と協力し徹底を図るものとする。
- 3 災害予防に関して、関係機関と常に密接な連絡を図るよう所有者等に指導する。
- 4 法令に基づく査察等の実施を関係機関に要請する。
- 5 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高めさせる。

### 第3 文化財防災点検表の作成指導

所有者又は管理者に下記の要領で文化財防災点検表を作成するよう指導する。

- 1 文化財周辺の整備・点検
  - (1) 文化財の定期的な見回り・点検
  - (2) 文化財周辺環境の整理・整頓
- 2 防災体制の整備
  - (1) 防災計画の作成
  - (2) 巡視規則や要綱の作成
- 3 防災知識の啓発
  - (1) 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会への参加
  - (2) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- 4 防災設備の整備と点検
- 5 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の構築、隣者の応援体制、文化財防災点検表等による定期的な自主点検を行う。

## 第5編 河川施設防災計画（各機関）

### 第1章 河川防災計画（区・災対環境土木部、第一建設事務所、江東治水事務所）

#### 第1 施設の現況

区内の河川を水系別に大別すると、荒川水系と独立水系に分けられる。また、管理体系別にみると、国土交通大臣が管理する一級河川の荒川水系と、都知事が管理する二級河川の独立水系がある。

なお、一級河川の管理は都知事に委任されており、隅田川を除く区内の河川の管理に関する一部の事務を区で処理している。

区内の河川等の概況は次のとおりである。

事項 種別	河川数	地域別	延長内訳			摘 要
			都知事管理	一部区管理	計	
一級河川	5	京橋地域	2,580m	730m	3,310m	1 都知事管理 隅田川 2 一部区管理 日本橋川 神田川 亀島川 月島川
		日本橋地域	2,180	3,270	5,450	
		月島地域	830	530	1,360	
計	5		5,590	4,530	10,120	
二級河川	2	京橋地域	0	1,650	1,650	1 一部区管理 築地川 汐留川
合計	7		5,590	6,180	11,770	

#### 1 京橋地域

隅田川右岸の防潮堤（A.P. +6.4m）は、伊勢湾台風級の高潮から守るとともに関東大地震級の地震に耐える施設として、汐留水門、浜離宮排水機場とともに完成している。

亀島川は、日本橋水門と亀島川水門が、築地川及び汐留川は、築地川水門及び汐留川水門が完成している。

#### 2 日本橋地域

高潮遡上等による被害防止のため、神田川及び日本橋川については、隅田川合流点から防潮堤（A.P. +5.5m）の改修を昭和43年度から着手し、区内は概ね完了している。

#### 3 月島地域

月島地域は隅田川の河口に位置し、海あるいは川に囲まれているので水害については、特に警戒を要する地域である。このため、次の事業を実施してきた。

(1) 昭和35年度から、コンクリート護岸の嵩上げ及び水門建設

(2) 昭和37年度から、月島、晴海地区に堅固な防潮堤（A.P. +5.5m）の建設に着工、昭和40年度に完成

(3) 昭和45年度から、月島川の護岸（A.P. +3.6m）改修に着手、昭和52年度に完成。

なお、東京都水防計画（令和2年度）において、本区の水防上注意を要する箇所は12箇所ある。

水系	河川名	左右岸	位置(目標)	陸 こ う (m)	工事施工箇所		
					延長 (m)	所管事務 所	摘 要
荒川	隅田川	右	築地五丁目（旧築地市場跡地内）	50		一建	
		左	勝どき三丁目（浜前水門上流）		20	一建	
		右	築地六丁目（勝鬨橋上下流）		180	一建	
		左	新川二丁目地内（亀島川水門）		50	治水	
	日本橋川	右	日本橋茅場町一丁目（日本橋水門）		50	治水	
		左	日本橋箱崎町（豊海橋～湊橋）		310	一建	
		左	日本橋箱崎町（湊橋～茅場橋）		100	一建	
		左	日本橋小網町（湊橋～茅場橋）		170	一建	
		右	新川一丁目（湊橋～茅場橋）		40	一建	
		右	日本橋茅場町一丁目（湊橋～茅場橋）		20	一建	
		右	日本橋茅場町一丁目（湊橋～茅場橋）		30	一建	
独立	築地川	左	築地五丁目（環状第2号線築地川仮設道路）		570	一建	

\*水防上注意を要する箇所

都管理の河川及び海岸で下記に該当するもの

種別	基 準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	（解説）過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	（解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	（解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸こう	陸こうが設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	（解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

## 第2 河川施設の地震対策(都)

- 東部低地帯における河川施設の耐震対策は、阪神淡路大震災を契機として、平成9年より堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の整備を進め、東部低地帯を囲む隅田川、中川、旧江戸川の外郭堤防や綾瀬川、呑川、内川の堤防、水門・排水機場の耐震対策事業を実施してきた。
- また、東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言や耐震性能の照査等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- さらに、同年12月には、この基本方針に基づき、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進している。
- 当該整備計画の計画期間は平成24から33年度までの10年間であり、東京都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とする。

## 第2章 海岸保全施設(東京港建設事務所)

### 第1 現 況

東京湾に臨む区内外郭防潮堤は、河川区域を除き次のように築造されており、その延長は約5.0 kmである。

外郭防潮堤の維持天端高は

- |                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| ○ 佃三丁目(相生橋下流)から<br>晴海一丁目(春海橋)まで | A. P. +6.30m      |
| ○ 晴海二・三・四丁目                     | A. P. +5.60~6.5m  |
| ○ 勝どき五・六丁目                      | A. P. +5.60~6.30m |
| ○ 浜離宮庭園地先                       | A. P. +6.30m      |

また、運河及び隅田川河口には、佃、朝潮、浜前、築地川及び汐留川の各水門が建設されており、降雨による内水排除対策として、築地川及び汐留川下流に浜離宮排水機場が昭和46年3月に完成した。その他、陸こう、逆流防止扉等の諸施設が完備している。

※中央地区(月島・晴海)陸こう・逆流防止扉位置図は、別冊資料(27ページ)を参照。

施設種類と数量（中央区内）

地区		中 央		港
保守係名		東部地区		南部地区
施設	区域	晴 海	月 島	竹 芝
水 門（カ所）		1	2	2
排水機場（カ所）		0	0	1
陸 ころ（カ所）		1	3	0
逆流防止扉（カ所）		1	4	0
外郭防潮堤（ m）		3,882	1,252	524

外郭防潮堤延長は、堤防・護岸、胸壁及び水門取付堤の延長である。

外郭防潮堤延長には、他局管理及び橋台は除く。

なお、都の海岸保全施設に関しては、平成24年12月に公表した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき事業を推進していく。

### 第3章 内水排除計画（下水道局中部下水道事務所）

#### 第1 概 況

1 本区は、中央部内陸部と月島、晴海地区とに分かれ、月島、晴海地区は中央部内陸部に比べて地盤が低いので、降雨量が多量の場合は下水道局ポンプ所にて、雨水を排除している。

中央部内陸部についても、地盤沈下や河川の埋め立てによって雨水の自然排水が不可能になった日本橋浜町、日本橋茅場町、日本橋兜町、八丁堀、新富、日本橋室町、日本橋、京橋、明石町、築地及び銀座地域は下水道局ポンプ所にて、雨水を排除している。

2 区の下水道施設は、中部下水道事務所で管理運営を行っている。（佃島ポンプ所および晴海ポンプ所は、東部第一下水道事務所運営）また、当該施設では、基本的に1時間あたり50mmの降雨に対応できるよう施設整備を行っている。

#### 第2 施設の現況

1 管きょ施設（令和元年度）

幹線 26,984m 枝線 294,096m 計 321,080m

人孔（マンホール）7,014個 公設汚水ます 28,191個

2 ポンプ所

(令和2年末現在)

名称	所在地 電話	原 動 機		ポンプ		台数	用途	計 画 排水量 m <sup>3</sup> /分	計画排 水面積 ha	備考
		種 別	出 力	型式	m <sup>3</sup> /m					
浜町ポンプ所	日本橋浜町 3-44-13 (3660)1923	ディーゼル	3,190kw	斜流	635	2	雨水	1,431	170.45	無人
		ディーゼル	5,000ps		740					
		電 動	1,800kw		400	2				
		電 動	315kw		69	2				
		電 動	280kw		69	1				
		電 動	220kw		50	1				
箱崎ポンプ所	日本橋箱崎 町44-12	電 動	280kw	斜流	180	1	雨水	880.38	82.9	無人 汚水しゅ集
		電 動	230kw		180	5				
桜橋ポンプ所	新富1-2-6	電 動	370kw	斜流	220	6	雨水	1,259.58	117.61	無人
桜橋第二 ポンプ所	湊1-1-2 (3552)5614	電 動	310kw	斜流	225	3	雨水	1,636.98	674.57	有人 汚水しゅ集
		電 動	1,370kw		345	5				
明石町ポンプ所	築地7-18-5	電 動	90kw	斜流	52	2	雨水	883.5	80.82	無人 汚水しゅ集
		電 動	410kw		260	4				
佃島ポンプ所	佃3-12-4 (3533)2688	電 動	500kw	斜流	310	4	雨水	899.16	126.54	無人 汚水しゅ集
晴海ポンプ所	晴海2地先	電 動	175kw	斜流	125	3	雨水	361.56	30.42	無人

(注)

ディーゼルエンジン 発 電 機	日本橋浜町	2,000kVA
	佃 島	1,900kVA
ガスタービン 発 電 機	桜 橋	2,000kVA
	桜橋第二	12,000kVA
	明 石 町	3,000kVA
	晴 海	1,750kVA
	箱 崎	2,500kVA

## 第6編 地域防災力の向上（各機関）

### 第1章 計画方針

#### 第1 方 針

防災対策において「自助」、「共助」が大きな力を発揮することは、阪神・淡路大震災など、これまでの震災からも明らかになっている。東日本大震災等の激甚災害や、想定される首都直下地震においても発災直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しいことから、若い世代から高齢者まで区民一人ひとりの防災意識の向上や防災区民組織・消防団と連携した地域における初期消火、自力で避難することが困難な避難行動要支援者などの救出・救助体制の取組を促進していくことが重要である。

大地震により発生する被害を最小限にするため、こうした「自助」、「共助」の一層の強化を進めるとともに発災時間や曜日、季節等にも考慮し、「公助」としての各防災関係機関との連携体制の強化を図るものとする。

#### 第2 防災意識の高揚

- 1 災害に際しては、区民及び事業所が災害に対する正しい知識と理解をもち、「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識をもつことが必要である。このため区は、防災関係機関の協力を得て、平素から区民及び事業所に対し防災思想の普及、災害時の心得等について指導し、防災意識を高めることによって、区民及び事業所が災害応急対策業務に積極的に寄与するよう努める。
- 2 災害時緊急に連絡がとれるよう、あらかじめ防災区民組織等の代表者などを把握しておくものとする。

#### 第3 協力業務の例示

- 1 異常現象、災害危険箇所発見等の場合の区その他防災関係機関への連絡に関すること
- 2 災害に関する予報・警報その他情報の区域内住民への伝達に関すること
- 3 災害時における広報広聴活動に関すること
- 4 災害時における出火防止及び初期消火に関すること
- 5 災害時における安否情報名簿に関すること
- 6 避難誘導及び避難所運営に関すること
- 7 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること
- 8 被害状況の調査に関すること
- 9 被災区域内の秩序維持に関すること
- 10 り災証明書交付事務に関すること
- 11 その他災害応急対策業務に関すること

#### 第4 防災関係機関の活動空白期を埋める区民、防災区民組織及び事業所の役割の増大

首都直下地震の場合、発災直後は、区・警察署・消防署等の防災関係機関自体が被災し、また交通・通信の途絶等により防災関係機関の初動活動が一時的に空白となることが想定される。しかし、この活動空白期間に十分な初期消火活動及び救出・救助活動が行われない場合、被害が拡大するため、防災関係機関に代わって被災者自身又は防災区民組織等地域の住民並びに事業所が連携した防



第2部 災害予防計画  
第6編 地域防災力の向上

災活動に期待せざるをえない。このため区は、各防災区民組織が主体となって地域を守るため、結成費・運営費の助成や、必要な資器材を供与するなど育成のための支援を行うとともに、事業所に対しても自らの組織力を活用し、地域と一体となった防災対策を図るように指導する。

また、消防署は、区民等の救出活動技術及び応急救護知識、技術の習得を強力に推進するとともに避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（要配慮者に関する地域協力体制）づくりを推進し、防災行動力の向上を図る。

### 第5 防災組織

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、関係機関と一体となって防災対策を推進することが期待される防災組織の育成を図るものとする。震災対策条例第34条、第35条、第36条に規定する防災組織には次のものがある。

#### 1 防災区民組織

区民の各地域における自発的な防災組織

#### 2 施設の防災組織

病院、百貨店及びその他多数の者が出入する施設の防災組織

#### 3 業種別の防災組織

危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取扱う施設等の業種別の防災組織

### 第6 地区防災計画の策定及び推進

東日本大震災等を経て、地域における自発的な自助・共助の重要性が改めて認識されるなか、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、区市町村の一定の地区内（町会・自治会など）の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

本制度は、区の判断で地区防災計画を区防災計画に位置付けることができるほか、地区居住者等が、中央区防災会議に対し、区防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めている。

区は、各防災拠点運営委員会（21委員会）による防災訓練の実施や災害時活動マニュアル作成などの取組を地区防災計画として本計画に位置付けている。

## 第2章 区民等

### 第1 区民の震災への備え

自らの身の安全は自らが守る「自助」の精神に基づき、区民は、自らの生命、身体及び財産を災害から守り、自宅での生活を継続するために次の措置をとることが必要である。

#### 1 建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保

#### 2 家具類の転倒・移動・落下防止、窓ガラス等の落下・飛散防止及び住宅用火災警報器の設置

#### 3 日頃からの出火防止

#### 4 消火器等初期消火に必要な用具の準備

#### 5 自宅での生活を維持するために必要な飲料水（一人3ℓ×最低3日分×家族人数）、食料（最低3日分×家族人数）、医薬品、携帯ラジオ、簡易照明、簡易トイレ（1人1日7～8枚×最低3日分×家族人数）等の準備

#### 6 地震が発生した場合の家族の役割分担、連絡方法、避難経路・場所及び方法についての確認

- 7 都・区・町会などが行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 8 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力
- 9 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

## 第2 区民への支援

飲料水等防災備蓄品のあっせんを行うほか、地域防災フェアにおいて防災用品等の購入補助を行っている。また、補助制度等の区民への周知を更に図っていく。

## 第3 要配慮者及び避難行動要支援者への支援

高齢者や障害者など災害時に特別な配慮が必要な要配慮者や、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、それぞれの身体状況等に応じた対応ができるようさまざまな取組を進め、災害時における被害の軽減や支援の充実を図る。

### 1 災害時地域たすけあい名簿

日頃から災害に備えるため、避難行動要支援者の情報を登録した「災害時地域たすけあい名簿」を作成し、名簿の提供に関して本人の同意が得られた場合は地域の避難支援等関係者に事前に提供している。

この名簿は、避難行動要支援者の安否確認、救助、支援等に役立てるものであり、地域の防災訓練における安否確認訓練等にも活用し、地域の防災力を高めていく。

### 2 避難行動要支援者の支援体制の整備

区は、関係機関と連携・協力し、発災時における安否確認や避難誘導、避難所や自宅残留時の生活支援等が適切に行えるよう、「災害時地域たすけあい名簿」等を活用して避難行動要支援者の支援体制を整備する。

### 3 地域見守り事業の促進による災害時対応の強化

支援する側と支援される側が日頃から互いに知り合うことが大切であり、地域の方々による見守り活動の拡大等を進めていき地域における支援活動が迅速かつ円滑に行われるようにする。

### 4 民間事業者等との災害時応援体制の整備

介護サービス事業者など関係機関と連携を図り、情報の共有をはじめ要配慮者に対する支援体制を整備する。

### 5 福祉避難所の開設・運営マニュアルの改訂

区施設において福祉避難所を開設し、災害の規模等に応じて円滑に運営できるよう関係機関との検討内容をふまえ運営マニュアルを随時改訂する。

### 6 福祉避難所備蓄品の整備

要配慮者に配慮した備蓄品を整備する。

### 7 家具類転倒・落下・移動防止器具の設置助成

高齢者及び障害のある方に対し、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付を推進する。

### 8 防災広報の徹底

区は関係機関と連携・協力し、災害時に避難勧告等必要な情報を確実に要配慮者本人やその家族等に伝達する体制の整備に努める。

また、要配慮者に対しては、日頃から災害に備えて避難場所、避難所、避難経路等の周知を図るなど、防災に関する広報を徹底する。

#### 第4 女性や世代等に配慮した防災対策

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力の向上を図ることを目的として災害対策基本法の改正を平成24年に行った。さらに、男女共同参画の視点から、令和2年5月に防災・復興ガイドラインの策定及び防災基本計画の修正を行った。

都では、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくこととしている。

区においても、女性の視点での防災対策を推進していくため、中央区防災会議の委員である防火防災女性の会代表の意見を踏まえるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけていくこととする。

また、若い世代の方の防災意識の向上を図るとともに、外国人に対しても適切な避難誘導ができるよう、情報提供の多言語化等を推進していくものとする。

##### 1 女性の視点を踏まえた防災対策の充実

###### (1) 防火防災女性の会代表の意見を踏まえた取組

防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーに複数の女性が参画するよう促していくとともに、防災リーダーの育成を図る。

(2) 備蓄物資については、女性の意見も踏まえて定期的に見直しを行う。

(3) 復旧・復興期には、女性センター「ブーケ21」が女性のさまざまな相談に応じていく。

また、復興計画の策定のほか、復興住宅の設計やまちづくりの場への参画など、意思決定の場への女性の参画促進を図る。

(4) 平時から地域の女性団体等の交流づくりを充実していく。

##### 2 外国人への支援

災害時に外国人に対して適切な避難誘導等が行えるよう、情報提供に当たっては、多言語化対応を図っていくとともに、平時から本区の防災対策の普及を図っていく必要がある。

(1) 本計画の英語版を作成し、本区の防災対策の周知を図る。

(2) 本区が作成した防災対策DVD「備えて安心！マンション防災」、「わが家わがまちの地震防災」、「あなたのオフィスは大丈夫！？」では、英語字幕入りによる対応をしている。

(3) 文化国際交流のつどい等、外国人の参加する各種イベントにおいて特設ブースを設け、本区の防災対策を紹介している。

(4) 災害時には、防災マップアプリ及び安全・安心メールを活用して、多言語での災害情報を提供していく。

(5) 災害時には、都の「東京都防災（語学）ボランティア」や中央区文化・国際交流振興協会の「防災語学ボランティア」を活用し、外国人への支援を図る。

また、避難所運営においては、外国人に分かりやすい案内表示を行っていく。

(6) 災害時には、中央エフエム株式会社においてボランティア等を活用し、外国語での本区の災害情報を提供していく。

##### 3 若い世代の防災意識の向上

防災拠点の運営委員や防災訓練等に30代から40代の働き盛りの区民の参加が少ないことから運営委員会等への参加を促していく。また、子どもや若い親子を取り込んだ新たな防災訓練の提案

をするなど、防災訓練の内容にも工夫を凝らすとともに起震車や地震体験シミュレーターのほか、VR（災害疑似体験）機能を活用するなど、より実践的・効果的な訓練を実施することにより、防災意識の向上を図っていく。

#### 4 動物救護対策

区内協力獣医師等と、負傷動物の救護のあり方について、検討を行う。また、ペットとの同行避難について、各防災拠点運営委員会と協議・検討を進めていく。

### 第5 感染症対策

新型コロナウイルス感染症など国内で感染症が流行している状況下においては、災害時に多くの区民が避難所に避難することで感染拡大リスクが高くなることから、事前対策として、区内全世帯の約9割が共同住宅に居住している地域特性を踏まえ、「在宅避難」をより一層推進していく。

あわせて、避難所において必要な感染症対策を講じていくとともに、指定避難所以外の公共施設や民間宿泊施設を避難先にするなど、より多くの避難施設の確保に取り組んでいく。

## 第3章 防災区民組織

防災区民組織は、地域における防災活動の中核組織として重要であるため、防災区民組織の充実強化を図っていく。

### 第1 組織の性格

東京都震災対策条例第34条に基づき組織されたものであって、地域住民の自発的な防災組織である。

### 第2 育成方針

区及び関係機関は、東京都震災対策条例及び中央区防災区民組織の育成に関する要綱に基づき、防災区民組織の結成及び育成に努めるものとする。

#### 1 組織のあり方

防災区民組織は、地域住民の意志により自発的に結成され、かつ、自主的に運営されることを基本とする。

#### 2 組織の規模等

組織の規模（地域、人員）は、町会・自治会を母体とし、地域の実情、活動業務等に応じて自主的に編成する。

#### 3 組織の役割

予 防 活 動	応 急 活 動
1 防災知識の普及・高揚	1 出火防止及び初期消火活動
2 出火防止の徹底	2 情報収集、伝達及び広報活動
3 初期消火、救出・救護、避難及び都市型水害対応等訓練の実施	3 応急救護に対する協力
4 防災資器材の備蓄及び保守管理	4 避難活動
5 非常食等の備蓄	5 避難行動要支援者の支援
6 危険箇所の把握と点検、住民への周知	6 行政・企業・事業所との協力
7 避難行動要支援者の把握と災害時支援体制の整備	7 秩序維持に対する協力
8 行政及び事業所との連携・協力の検討	8 炊出しに対する協力
	9 救助物資の配分

第2部 災害予防計画  
第6編 地域防災力の向上

4 防災資器材の供与

下記の防災資器材を必要とする防災区民組織へ供与し、組織の装備充実を図っている。

- (1) 4型粉末消火器
- (2) D級軽可搬ポンプ
- (3) 医療救急箱
- (4) トランジスタメガホン
- (5) 防災資器材倉庫
- (6) その他大型防災資器材

※中央区防災区民組織の育成に関する要綱は、別冊資料(179ページ)を参照。

※軽可搬ポンプ取扱基準については、別冊資料(184ページ)を参照。

5 助成金の交付

防災区民組織の活動を支援するため、次の助成を行う。

- (1) 結成費助成
- (2) 運営費助成
- (3) 自動体外式除細動器（AED）購入費助成

6 防火水槽の設置

災害時、軽可搬ポンプによる初期活動に役立つよう、区内9カ所の公園・児童遊園等に防火水槽を設置している。

公園・児童遊園名	住所	容量
西八丁堀児童遊園	八丁堀3-1-4	10t
鉄砲洲児童公園	湊1-5-1	10t
はとば公園	築地6-19-24	10t
箱崎川第一公園	日本橋箱崎町2-1	10t
箱崎公園	日本橋箱崎18-18	10t
明治座敷地内緑地帯	日本橋浜町2-31先	30t
月島第二児童公園	勝どき1-9-8	10t
月島二丁目児童遊園	月島2-1-9先	10t
佃三丁目児童遊園	佃3-6-8	10t

7 初期消火訓練の助成等

防災区民組織が消防署・消防団の指導により初期消火訓練を実施する際に、消火器の薬剤詰替及び非常食等の物資提供を行っている。

※中央区初期消火訓練に対する助成要綱は、別冊資料(186ページ)を参照。

第3 地域活動の育成

防災区民組織の地域活動の強化を図るため、講習会等を開催している。

- 1 防災講演会
- 2 応急手当講習会

第4 防災区民組織相互の連携

防災区民組織は、防災拠点運営委員会の主たる母体であることから、防災拠点運営委員会の活動

を通じて連携を深める。

※防災区民組織(町会・自治会)名簿は、別冊資料(65ページ)を参照。

## 第4章 町会・自治会

### 第1 組織の性格

地域の社会生活の向上を目的として、住民の地域的な連帯感に基づき、自主的に組織されている団体である。

### 第2 協力体制の確立

防災区民組織が結成されていない地域における町会・自治会は、防災活動それ自体を組織目標としてはいないが、区及び関係機関は防災業務の実施につき、従来から協力体制をとって現在に至っている。今後も緊密な協力体制の維持及び確立に努め、防災体制の万全を期するものとする。

## 第5章 防災拠点運営委員会

発災直後、区や防災関係機関が対応できない段階での地域での助け合いを迅速かつ的確に行うとともに、避難が必要となったときに、防災区民組織、町会、自治会、事業所等が互いに連携、協力し自主的に防災拠点を運営できる体制を築くため、平成18年度までに防災拠点運営委員会(23カ所21委員会)を設置した。区は、防災拠点運営委員会が果たす役割の重要性から、今後も委員会が主体的かつ持続的に活動できる環境を整備する。

### 第1 運営委員会の構成(委員及びアドバイザー)

原則として次の委員及びアドバイザーにより構成される。

#### 1 委員

防災区民組織、町会・自治会

#### 2 アドバイザー

学校、PTA、警察、消防、消防団、民生委員、医師会、事業所、区等

### 第2 活動計画書の作成

防災拠点運営委員会を設立するにあたり、平常時や災害発生時に委員会がどのような活動を行うか各運営委員会で地域の特性を踏まえ「活動計画書」を作成した。活動内容の概要は本章第3(73ページ)及び第4(73ページ)のとおりである。

### 第3 平常時の活動

- 1 地域の防災訓練の企画、実施
- 2 災害時の活動態勢の整備
- 3 防災区民組織間の情報交換
- 4 活動計画書の見直し
- 5 活動内容のPR

### 第4 災害時の活動

- 1 発災初期
  - (1) 被災状況の確認

第2部 災害予防計画  
第6編 地域防災力の向上

- (2) 安否確認（災害時地域たすけあい名簿による避難行動要支援者の確認等）
- (3) 救出、救護、負傷者の手当て
- (4) 初期消火

※発災初期に必要な救出、救護のための資器材を防災資器材庫から搬出できるよう、また、避難所としての受入態勢を早期に確立できるよう、運営委員会も防災拠点の鍵を保管している。

- (5) 帰宅困難者への対応

2 被災生活期（避難所開設後）

主に5つの班での活動を行う。（各班の名称については、防災拠点運営委員会により異なる。）

(1) 渉外・交渉班

- ア 地域情報のとりまとめ（被害状況、不足物資等地域のニーズ把握）
- イ 広報
- ウ 区や消防・警察等との連絡
- エ 取材・調査等への対応

(2) 活動要員班

- ア 活動可能な要員の把握
- イ 活動状況、必要人員の把握
- ウ ボランティアの受入れ、割り振り

(3) 食料・物資班

- ア 必要な食料・物資の把握、要請
- イ 食料・物資の受入れ、配分、管理

(4) 負傷者・要介護者支援班

要配慮者等の受入れ、把握、生活支援

(5) 避難所運営班

- ア 避難者の把握
- イ 避難生活ルールの作成
- ウ 避難所の環境整備

第5 運営委員会への区の支援

1 防災拠点運営委員会連絡会議の開催

他の運営委員会の運営方法、活動状況、課題等の情報を共有化し、運営委員会を活性化するため開催する。

2 運営委員会自主訓練の支援

運営委員会が主催する自主訓練については、避難行動要支援者の安否確認、帰宅困難者の対応、ペット同行避難、在宅避難者への支援など地域特性に応じた訓練の支援を行うとともに、関係機関との調整や資器材の提供のほか、防災対策に関する情報の普及・啓発も積極的に行う。

3 防災拠点倉庫

各防災拠点に整備する災害用の倉庫について、備蓄物資や資器材の出し入れを考慮して配置するとともに、十分なスペースを確保するために周辺の防災備蓄倉庫の活用を図る。

第6 活動マニュアルの整備

各運営委員会で作成した活動計画書をより発展させ、災害発生時に実際に見ながら対応できるよ

うに、行動フローや資器材の取扱方法等について具体的に記載した防災拠点活動マニュアルを整備している。

防災拠点活動マニュアルは、過去の災害や訓練で得た教訓などを踏まえるとともに、女性及び要配慮者等の視点や感染症対策など、良好な生活環境の確保に向けて見直しを行っていく。

## 第7 地区防災計画の策定

防災拠点運営委員会の活動における指針として、平常時や災害発生時の活動を定めた「活動計画書」、災害発生時の活動をより具体的に記載した「防災拠点活動マニュアル」が整備されている。この計画及びマニュアルから、防災拠点運営委員会の活動の基本となる事項を「地区防災計画」として本計画に定める。

### 1 「地区防災計画」の内容

#### (1) 目的

委員会の活動に係る目的

#### (2) 対象地区の範囲

防災拠点の対象となる町会・自治会

#### (3) 委員会の構成

委員会の活動の主体となる組織、委員会の活動を支援するアドバイザー及び委員会を構成する役員・班

#### (4) 委員会の活動

防災訓練の実施、委員会の定期的な活動内容、災害時の活動内容及び委員会開催時の検討事項

#### (5) 利用計画

委員会を設置する小学校（中学校）等の施設が再開する時の対応

#### (6) 実践と検証

防災訓練の実施と検証、防災意識の普及啓発及び計画の見直し

#### (7) その他

### 2 「地区防災計画」を定める防災拠点運営委員会

以下の21の防災拠点運営委員会について、地区防災計画を定める。

	防災拠点運営委員会名	活動拠点の場所	
1	城東小学校防災拠点運営委員会	※京橋区民館	京橋2-6-7
2	京橋プラザ防災拠点運営委員会	京橋プラザ	銀座1-25-3
3	泰明小学校防災拠点運営委員会	泰明小学校	銀座5-1-13
4	銀座中学校防災拠点運営委員会	銀座中学校	銀座8-19-15
5	中央小学校防災拠点運営委員会	中央小学校	湊1-4-1
6	明石小学校防災拠点運営委員会	明石小学校	明石町1-15
7	京橋築地小学校防災拠点運営委員会	京橋築地小学校	築地2-13-1
8	京華スクエア防災拠点運営委員会	京華スクエア	八丁堀3-17-9
9	明正小学校防災拠点運営委員会	明正小学校	新川2-13-4
10	常盤小学校防災拠点運営委員会	常盤小学校	日本橋本石町4-4-26



	防災拠点運営委員会名	活動拠点の場所	
11	十思スクエア防災拠点運営委員会	十思スクエア	日本橋小伝馬町5-1
12	日本橋小学校防災拠点運営委員会	日本橋小学校	日本橋人形町1-1-17
13	有馬小学校防災拠点運営委員会	有馬小学校	日本橋蛸殻町2-10-23
14	久松小学校防災拠点運営委員会	久松小学校	日本橋久松町7-2
15	日本橋中学校防災拠点運営委員会	日本橋中学校	日本橋東日本橋1-10-1
16	阪本小学校防災拠点運営委員会	阪本小学校	日本橋兜町15-18
17	佃島小学校・佃中学校防災拠点運営委員会	佃島小学校	佃2-3-1
		佃中学校	佃2-3-2
18	月島第一小学校防災拠点運営委員会	月島第一小学校	月島4-15-1
19	月島第二小学校防災拠点運営委員会	月島第二小学校	勝どき1-12-2
20	月島第三小学校・晴海中学校防災拠点運営委員会	月島第三小学校	晴海1-4-1
		晴海中学校	晴海1-5-3
21	豊海小学校防災拠点運営委員会	豊海小学校	豊海町3-1

※城東小学校は現在改築中のため、改築期間中は京橋区民館を活動拠点とする。

## 第6章 事業所

事業所で使用する火気及び危険物は一般家庭より規模が大きく、それだけ地震時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きくなり、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあつては、地震時のパニック等による被害も予想される。

また、通勤、通学者、来街者等の帰宅困難者が多数発生する。

このため、東京都震災対策条例では、事業者は都知事その他行政機関の実施する震災対策事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため最大の努力を払うよう義務付けているほか、東京都帰宅困難者対策条例においては、事業者は従業員等の一斉帰宅を抑制するため、3日分の食料や飲料水を備蓄するように義務付けている。

各事業所にあつては、関係法令に基づき、自ら防災施設や消防設備等を整備するとともに、自主防災組織を充実強化し、その活動能力を高め、地域住民等との共助体制を確立して地震被害の軽減・防止に努める必要がある。また、事業所の果たす社会的責任、国民経済に与える影響等を十分認識し、重要業務を継続するための事業継続計画の策定に努めることとする。

### 第1 施設の防災組織

#### 1 組織の性格

東京都震災対策条例第35条に基づき組織されたものであつて、不特定多数の者が出入する建築物又は事業所等において、それぞれ自発的に組織された防災組織である。

#### 2 育成方針

各消防署において、消防法第8条に規定する防火管理者及び同法第8条の2に規定する管理の権限を有する者を中心に、自主的に防災組織の拡充整備を図るよう指導するとともに、滞留者対策として、従業員数×3日分の飲料水、食糧等の備蓄、消防計画の中に追加するよう指導し、さ

らに事業所相互間の協力体制及び区民、防災区民組織、消防団等と連携を含め相互が保有する資器材を活用できるよう共助体制づくりを推進する。

### 3 組織の現況

区内の主要な大建築物又は事業所のほとんどが施設の防災組織を結成済である。

## 第2 業種別の防災組織

### 1 組織の性格

東京都震災対策条例第36条に基づき危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取扱う施設又は設備を管理する事業所等で、同業種別により自発的に組織する防災組織である。

### 2 育成方針

危険物施設等に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を次のように行う。

(1) 消防署では、危険物施設等の新設又は変更時に、関係法令に基づき事前相談、書類審査及び完成検査を行っているが、地震による火災及び流出事故の防止を主眼とした指導を行う。

(2) 消防法第16条の5に基づき随時立入検査を実施し、危険物の品名・数量並びに貯蔵取扱いの確認を行う。

(3) 危険物施設等の予防規程に基づき震災を想定した訓練を定期的実施するよう指導する。

## 第3 事業所の役割

### 1 重要業務継続のための事業継続計画の策定

### 2 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備

### 3 防災資器材や飲料水、食料等の非常用品の備蓄等従業員や顧客の安全確保対策、家族等の安否確認体制の整備等一斉帰宅の抑制に関する対策の整備

### 4 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域と連携した防災体制の確立

## 第4 事業所防災体制の充実（消防署）

### 1 事業所防災計画の作成指導

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きく、また、火気使用設備器具も多種類であり、それだけ、地震時における発災の危険性も無視できない。このため、すべての事業所に対する事業所防災計画の作成指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との共助体制づくりの推進、応急救護講習の促進と応急救護資器材の充実を図る。

### 2 事業所防災計画等作成上の留意事項

(1) 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災対策の充実強化を図る。

#### ア 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

(ア) 地震に備えての計画

(イ) 震災時の活動計画

(ウ) 施設再開までの復旧計画

イ 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前アの事項について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない小規模事業所に対して、事業所防災計画の資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成指導する。

エ 防災対策上重要な施設の事業所計画

都市ガス、電気、鉄道、軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

- (2) 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成を行う。
- (3) 津波災害発生時等における危険物施設、設備に対する応急措置等について、事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

3 事業所防災訓練の指導等

(1) 実践的な防火防災訓練の指導を実施する。

ア 消防機関、災害時支援ボランティア、防災区民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う連携訓練の推進

イ 要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練の推進

ウ 自力避難可能な高齢者の防災行動力向上策の推進

(2) 事業所に、事前準備対策として次に掲げる事項を指導していく。

ア 初期消火、救出救護活動等に備えての従業員の教育訓練及び消火、救出・救護資器材の整備

イ 地域の防災組織等と震災時の協力についての協定の締結

ウ 自己事業所内の対応に余裕がある場合の地域の各種防災活動への協力

エ 区及び他の防災機関が実施する防災訓練への積極的な参加

オ 顧客及び従業員等の帰宅困難者人員の予測と食料等の備蓄準備

カ 帰宅困難による混乱防止のため、「あわてて帰宅しない」「3日分の備蓄」等の防災意識の啓発を図るとともに、帰宅困難者が発生した場合における支援体制を確立させるため、区や関係機関が連携した実践的な訓練を実施する。

4 地域防災体制の確立

大規模地震時には、同時火災が多発する可能性があり、また、救助事象の多発や消防活動が阻害される場合がある。このような状況においては、それぞれの地域で防災関係機関、住民、事業所等さまざまな組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。したがって、地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

(1) 事業所と防災区民組織等との連携体制

ア 消防署住宅防火防災対策推進協議会による安全対策の推進を図る。

(ア) 要配慮者を対象とするきめ細かな総合的な防火防災診断の推進

(イ) 町会・自治会・事業所等と福祉事業所団体との連携による防火防災訓練を通じた協力体制づくり

(ウ) 福祉関係者を通じた要配慮者への防火防災組織の普及・啓発

イ 自助・共助の体制づくりを推進する。

地震時には、同時多発的な火災・救助、救急事象が発生することが危惧されることから、自助の確立及び地域コミュニティの助け合いによる共助の体制づくりを推進する。

ウ 町会・自治会・事業所との災害時応援協定の締結を促進する。

エ 小規模事業所に対し、事業所防災計画の作成を推進する。

店舗併用住宅等、防火管理者の選任義務のない小規模な事業所については、事業所防災計画の作成を指導する。

オ 各業界の組合との防火管理組合に関する協定を締結し、各事業所の安全化を図る。

## 第5 事業所防災対策の推進（区）

地震が発生した場合、従業員等の身の安全を守り、二次災害防止のため、建物の耐震化、看板等の落下防止、オフィス家具の転倒防止などの安全対策や災害応急活動に対応できる組織体制、防災計画づくりの必要性について普及・啓発する。

### 1 非常用品の備蓄、防災資器材の準備

災害時の停電や断水に備え、全従業員数の3日分の飲料水、食料、毛布などを備蓄するとともに救出・救助に必要な資器材を準備するよう普及・啓発を行う。

### 2 事業所防災パンフレットによる普及・啓発

事業所の経営者や責任者向けに、防災対策を進めるための必要な事項や災害時の事業継続・早期回復を図るための防災マニュアルを作成する際のポイントなどをまとめた「あなたのオフィスは大丈夫!？」のほか事業所の従業員向けに、災害時の身の安全確保、家族との安否確認、一斉帰宅の抑制、帰宅方法の事前確認等の防災対策について理解できるようにまとめた「オフィスサバイバルBOOK」により普及・啓発を行う。

### 3 事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の策定の推進

事業所の被害を最低限に抑えるとともに、事業活動を継続できる体制を事業所自らが事前に整備することを目指す。区は、事業所の管理者がどのように事業継続計画を策定すればよいのか参考となるよう事業所向け防災パンフレットなどにより普及・啓発を行う。

### 4 事業所防災対策DVDによる普及・啓発

区は、事業所の従業員等が災害時の対応や日頃の備え等についてまとめたDVDを、防災危機管理センターの窓口で貸出を行い、普及・啓発を行う。

### 5 防災アドバイザーの派遣による普及・啓発

事業所が取り組む防災対策を支援するため、什器類の転倒防止などの安全対策をはじめ、従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者対策に関する助言や講座を行う防災アドバイザーを区内事業所に派遣することにより、普及・啓発を行う。

## 第7章 その他の民間団体・民間事業者

災害時における食料の供給（東京都米穀小売商業組合、東京都麺類協同組合）や医療救護活動（区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、東京都柔道整復師会）、輸送関連団体（一般社団法人東京都トラック協会及び物流事業者）など、従来から災害時の協力協定を締結している民間団体とは、なお一層の緊密な協力体制の維持及び確立に努める。さらに、救助活動や帰宅困難者支援、電力確保

第2部 災害予防計画  
第6編 地域防災力の向上

等他の民間団体との協力体制の確立を図り、災害応急態勢の充実に努める。

※災害時における応急対策活動の協力に関する協定（本願寺）は、別冊資料(395ページ)を参照。

※災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（一般ひな型）は、別冊資料(416ページ)を参照。

※特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会との防災協力協定書は、別冊資料(418ページ)を参照

※災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス株式会社）は、別冊資料(443ページ)を参照。

※災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティ東京株式会社)は、別冊資料(438ページ)を参照。

## 第8章 学校における防災体制の推進

### 第1 学校防災体制の推進

教育委員会では初動期に適切に行動できるよう「学校危機管理マニュアル」を作成している。防災拠点運営委員会への協力や児童・生徒の引渡し体制の再整備など、地域防災計画との整合を踏まえた計画の見直しを行う。

### 第2 学校防災教育の推進

関係機関との協力による実践的な防災訓練を実施するとともに、発達段階に応じた防災教育を推進する。

## 第9章 災害ボランティアとの連携

### 第1 方針

直下型地震等の大規模災害では、区等の防災関係機関及び被災地住民自身の応急活動が制約を受けるため、自主的に参加する災害ボランティアや民間非営利団体（NPO）の活躍が期待される。区は、ボランティアによる救護・救援活動が円滑に行えるような条件整備を行う。

### 第2 都との連携

#### 1 平常時における連携体制

都と区は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進していく。

#### 2 ボランティア等の支援にあたっては、地域に精通した区が中心となるとともに、都は広域的な立場から区の活動を調整及び補完することを連携の基本とし、被災区と都が密接に連携を図っていく。区は、情報や資器材を提供するなど、直接的に支援するのに対して、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全体の情報を提供しコーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

### 第3 区の受入窓口

#### 1 中央区災害ボランティアセンターの設置

社会福祉法人中央区社会福祉協議会は、災害が発生した場合、区と協議の上、中央区災害ボランティアセンター（以下、本編において「ボランティアセンター」という。）を設置すると

ともに、銀座ブロッサム（中央会館）をボランティアセンターの活動拠点として、災害ボランティア活動を支援する。

## 2 ボランティアの受入窓口

### (1) 一般ボランティア

社会福祉法人中央区社会福祉協議会は、ボランティアセンターにおいて、各地から駆けつけたボランティアの受入れ、登録、コーディネート等を行い、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。

災対福祉保健部は、ボランティアセンターとの連絡調整、ボランティアが不足の場合の関係機関等への要請等の総合調整を行う。

### (2) 専門ボランティア

専門ボランティアについては、以下のとおり災害対策に関連する部署が受入れ等を行い、その指揮の下に活動を行うものとする。

- ア 応急危険度判定員 災対都市整備部
- イ 医療系ボランティア 災対福祉保健部
- ウ 通訳ボランティア 災対区民部

## 第4 ボランティア活動に対する区の支援

区はボランティアの自主性を尊重し、その活動が円滑に行えるような環境整備と財政的援助を行う。このため、ボランティア個人又は団体に対して次の援助を行う。ただし、2及び3は区が提供できる状況にある場合に行う。

- 1 被害状況、救援活動状況等の情報提供
- 2 活動拠点（中央会館、日本橋区民センター等）、宿泊所、食料等の提供
- 3 活動用資材（救援物資等）の提供
- 4 天災担保特約付ボランティア保険の保険料負担

※区では平常時、区とNPOやボランティア団体との協働・NPO等相互の情報交換の場として、十思スクエアに協働ステーション中央を開設している。

## 第5 企業ボランティア

区内の事業所等が有する人的・物的資源を災害時において有効に活用し、区民及び区との連携した災害活動を実施する協力態勢の確立を図る。

## 第6 東京消防庁災害時支援ボランティア

第3部第11編第2章「災害活動」（186ページ）を参照。

## 第7 災害ボランティアセンター運営マニュアルの修正

災害時等にボランティアの受入れ、活動拠点の確保、活動調整等が円滑に実施できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルを適宜修正する。

※災害時等におけるボランティア活動の支援等に関する協定書は、別冊資料(419ページ)を参照。

## 第8 ボランティア等への啓発

NPO、ボランティア団体、個人ボランティア等が活動を行う際、区は次に掲げる事項について周知するよう努める。

- 1 ボランティア本人の自発的な意思と責任により参加・行動すること。
- 2 ボランティア本人の宿泊、食事、安全や健康について自分自身で管理すること。

第2部 災害予防計画

第6編 地域防災力の向上

- 3 被災者の気持ちやプライバシーに配慮し、マナーある行動と言葉づかいを心がけること。特に女性特有のニーズや女性の安全確保に十分配慮すること。
- 4 活動中の事故やけが等に備え、ボランティア保険に加入すること。

## 第7編 防災訓練計画（各機関）

### 第1章 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を最小限にとどめるよう、区の地域における災害活動の円滑な実施を期するため、災害対策基本法に基づき防災訓練を実施するものである。防災関係機関相互及び防災区民組織並びに区民、事業所との共助体制の確立、災害初期の段階で防災拠点運営委員会が主体的に災害活動をできる態勢の確立に重点を置く総合訓練と各応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等必要な事項について定める。

### 第2章 総合防災訓練計画（各機関）

#### 第1 方 針

災害対策基本法に基づき、防災関係機関と区民及び事業所が一体となって総合的な防災訓練を行うことにより、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立を図るとともに、本区の地域特性を踏まえ、防災区民組織や事業所等の幅広い参加のもとにまちぐるみの防災活動を実践し、地域における防災行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的に毎年実施する。

#### 第2 実施要領

区と防災関係機関において「中央区総合防災訓練実施要綱」を定め、これに基づいて実施する。

##### 1 実施要綱策定方針

防災区民組織、防災関係機関等との連携により、都心区である本区の特徴を前提とした企業（事業所）・区民・防災関係機関・区相互の連携強化を図る訓練を実施し、それぞれの防災行動力の強化・向上を図ることを策定の基本方針とする。

##### 2 参加機関

- (1) 区
- (2) 防災関係機関
- (3) 防災区民組織
- (4) 区民
- (5) 事業所
- (6) ボランティア

##### 3 訓練項目等

防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目はそのつど定めるものとする。

##### 4 実施方法

被害規模を想定し「訓練進行要領」を定めて実施する。

##### 5 防災情報連絡通信訓練

首都直下地震発生時など災害時における連絡態勢の確立と強化を図るため、毎年1月地域防災無線設置機関と防災情報連絡通信訓練を実施する。



### 第3章 水防訓練計画（各機関）

#### 第1 方 針

水防法に基づく都水防計画あるいは消防計画中の水災防ぎょ計画を円滑適正に遂行することを目的として、区、都建設局、第一消防方面本部、消防署、消防団等関係機関が緊密な連携をもって、水防工法の習熟を図るとともに実践的災害活動の習熟に努めるものとする。

#### 第2 実施要領

##### 1 訓練項目

- (1) 水防事象並びに水防活動に必要な知識の習得
- (2) 参集及び部隊編成訓練
  - ア 参集者及び参集時間の把握
  - イ 先着参集者等による部隊の緊急編成要領
  - ウ 編成隊員の把握及び資器材等の点検要領
- (3) 情報通信訓練
  - ア 機器の取扱要領
  - イ 情報の送受信要領
  - ウ 収集した情報の整理分析要領
- (4) 本部運営訓練
  - ア 各係間の連携と任務の推進要領
  - イ 収集した情報に基づく部隊の運用要領
  - ウ 状況判断要領
  - エ 報告、指揮命令の伝達要領
- (5) 防ぎょ訓練
  - ア 各種水防工法
  - イ 救出、救助要領
  - ウ その他、水災時の活動に必要な訓練等

##### 2 総合訓練

基本訓練により習得した各種基本技術を一定の想定のもとに総合的に実施することを主眼とし、次の事項も併せ実施する。

- (1) 状況判断及び部隊運用
- (2) 防災各機関との連絡、連携

##### 3 実施の規模及び期間

区環境土木部、消防署及び消防団が協働して、原則として毎年台風シーズン前に実施するほか、消防署を中心として次のとおり訓練を行う。

- (1) 区及び関係防災機関は、連携、緊密化を図るため協力又は協働して、総合的な水防訓練を実施する。
- (2) 関係各機関は、各機関が定める計画に基づき風水害被害を想定した水防訓練を実施する。

## 第4章 高潮、津波防ぎょ訓練計画（東京港建設事務所）

### 第1 方 針

高潮（台風）、地震、津波等における水災を防ぎよするため、当所所管の海岸保全施設（水門、排水機場、陸こう、逆流防止扉、護岸）をもって対処するものである。訓練においては、水防活動の手引（東京港海岸保全施設管理細則）に基づき、訓練要領を作成し、実施する。

### 第2 実施要領

訓練想定内容、実施方法については、訓練要領により行い総合訓練とする。

#### 1 訓練項目

- (1) 施設の操作
- (2) 職員の招集・配置
- (3) 情報の収集及び関係機関への連絡
- (4) 機器の点検及び安全の確認
- (5) 高潮本部設置運営

#### 2 実施時期及び場所

- (1) 実施時期      高潮（台風）を想定する訓練      例年7月初旬  
                                地震、津波を想定する訓練      例年9月初旬
- (2) 場      所      東京港建設事務所所管の海岸保全施設所在地

## 第5章 警備訓練計画（第一方面本部、警察署）

### 第1 方 針

警視庁本部計画による大震災、風水害等の警備訓練及び所轄署独自の計画による警備教養訓練を実施するとともに、区又は都の主催する総合防災訓練に参加し、災害時における警備態勢の万全を期するものとする。

### 第2 実施要領

#### 1 警視庁本部が行う訓練

本部計画により実施要領を定めて実施する。

#### 2 警察署が行う訓練

##### (1) 訓練内容

- ア 水防工法、筏、土のう作り、その他
- イ 舟艇操法
- ウ 救助活動
- エ 避難誘導
- オ 報告連絡
- カ その他、突発的な災害警備訓練

##### (2) 実施の時期及び規模

毎年5月～9月の間に、所属警備職員に前記項目について実施する。

## 第6章 総合消防防災訓練計画

### 第1方 針

大震火災時の総合的な防災訓練を通して、地域住民に対する防災指導を徹底し、消防と住民とが一体となった即応態勢を確立して被害の軽減を図る。

### 第2 実施要領

#### 1 訓練項目等

参加機関等	訓練項目	実施時期及び場所
消 防 署	1 初動措置訓練 2 参集及び部隊編成訓練 3 情報通信訓練 4 署隊本部運営訓練 5 部隊運用訓練 6 広報訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成して実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。
消 防 団	1 情報活動訓練 (1) 参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練 (2) 情報整理及び通信運用訓練 2 部隊編成訓練 3 火災現場活動訓練 4 救出救護訓練 5 応急救護訓練	
京橋・日本橋・臨港各消防ボランティア	1 応急救護活動 2 災害情報提供活動 3 消火及び救助・救急活動の支援 4 消防用設備等の機能確保の支援 5 危険物施設等の安全確保の支援 6 火災調査の支援	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成して実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。
住 民	1 出火防止訓練 5 通報連絡訓練 2 初期消火訓練 6 身体防護訓練 3 救出訓練 7 避難訓練 4 応急救護訓練 8 その他の訓練	
事 業 所	1 出火防止訓練 5 避難訓練 2 防護訓練 6 情報収集訓練 3 消火訓練 4 救出救護訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成し、実施する。 また、そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。
医 師 会	1 現場医療救護所の設置・運営訓練 2 傷病者の緊急度に応じた分類(トリアージ)及び救急処置並びに搬送訓練	防災週間における総合防災訓練にて実施するほか、火災予防運動期間中において連携した訓練を実施する。
協定締結等の民間団体	1 消火用水の搬送及び消火活動支援訓練 2 消防部隊輸送支援訓練 3 救助犬等による救助活動支援訓練 4 救急救助資器材の搬送、活用訓練	防災週間における総合防災訓練にて実施するほか、火災予防運動期間中において連携した訓練を実施する。

## 2 総合的な消防訓練

地震時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対応するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を推進する。

- (1) 消防団、災害時支援ボランティア、区民、事業所等が一体となった総合（連携）訓練を毎年1回、9月1日を中心とする防災週間に他機関と合同で実施する。
- (2) 救助・救急訓練については、第3部第25編「救助・救急計画」（272ページ）に基づき、区内医師会等関係機関と連携して実施する。

## 第7章 通信訓練計画（各機関）

### 第1 方針

災害時において、現有通信機を最大限に活用し、災害通信の円滑なそ通を図るため、通信系統、通信要領、無線機の操作等災害時に必要な通信技術の修得を目的として実施する。

### 第2 実施要領

#### 1 訓練内容

- (1) 本部災対指令部に属する職員及び警察、消防などの関係機関を対象とした地域防災無線の訓練（月2回）
- (2) 区各部と各部の出先機関との地域防災無線の訓練（月1回）
- (3) 東京都防災行政無線、東京都災害情報システム及び東京都画像定期通信訓練（月3回程度）

## 第8章 区の訓練計画

### 第1 本部運営訓練

#### 1 目的

大規模災害発生時に速やかに初動態勢を確立し、適切な災害対策活動が行えるよう災害対策本部運営訓練を実施する。

#### 2 主な訓練内容

管理職も含めた区各部職員及び警察、消防、自衛隊などの関係機関が参加し、付与される災害情報等を分析判断し、活動方針等の対策案を決定する意思決定訓練を図上訓練により実施する。  
また、災害対策本部員が参加する本部会議訓練を合わせて実施する。

#### 3 実施時期

毎年1月

### 第2 防災危機管理センター訓練

#### 1 目的

災害・事故・事件等危機発生時の初動対応要領の向上を目的として実施する。

## 第2部 災害予防計画

## 第7編 防災訓練計画

## 2 主な訓練内容

防災危機管理センター内の普及啓発コーナーを防災危機管理センター連絡室に変更し、防災危機管理センター及び関係課の職員による図上訓練を実施する。

## 3 実施時期

随時

## 第3 地震警戒態勢訓練

## 1 目的

地震警戒態勢に指定されている職員の参集状況の把握並びに地震警戒態勢の迅速な確立を期することを目的として実施する。

## 2 主な訓練内容

指定されている職員に対して、次の訓練を実施する。

(1) 緊急時職員参集（メール参集）システムの操作入力訓練

(2) 参集訓練

## 3 実施時期

随時

## 第4 臨時非常配備職員訓練

## 1 目的

休日、夜間等職員の勤務時間外での非常事態発生時に参集が指定されている臨時非常配備職員に対して日頃から訓練を行うことで、臨時非常配備態勢の早期確立を目的とする。

## 2 主な訓練内容

(1) 防災拠点への参集が指定されている職員に対する訓練

(2) 緊急時職員参集（メール参集）システムの操作入力訓練

## 3 実施時期

随時

## 第5 応急救護・AED操作訓練

## 1 目的

職員が、来庁者のケガや発病に対し適切な対応を図れるよう応急救護講習を実施するとともに、区内各施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）の操作方法修得のため講習会を実施する。

## 2 訓練内容

全職員を対象として、各消防署の協力を得て普通救命講習を受講する。

## 3 実施時期

随時（年6回程度）

## 第8編 防災知識普及計画（区各部、消防署）

### 第1章 計画方針

防災関係機関は、災害時における被害、混乱等を防止するため、平常時から防災知識の普及・啓発に努めるとともに、相互に緊密な連絡をとり、各種広報媒体を活用し防災についての区民等の理解と協力を深めるものとする。

### 第2章 区の計画

#### 第1 区民等に対する普及計画

##### 1 防災危機管理センター

災害時には情報の中枢を担う活動拠点として利用する防災危機管理センターは、平常時、区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口として、普及啓発コーナーなど情報提供と相談に応じる場である。

##### (1) 防災資器材展示コーナー

家具類転倒・落下・移動防止器具、ガラス飛散防止フィルム、飲料水や食料等の防災用品、防災用資器材を展示し、区民と事業所に対して防災用品等に関する知識の普及を行うとともに、防災用品を安価に購入できるようあっせんを行っている。

##### (2) 防災危機管理総合カウンター

区民や事業所の防災及び危機管理に対する相談のための窓口の設置やパンフレットの配布を行っている。

##### (3) 普及・啓発用パンフレットの配布

- ア 広域避難場所や避難所等を示した中央区防災マップ
- イ 浸水範囲及び深さの予想を示した中央区洪水ハザードマップ
- ウ 区民向け「わが家わがまちの地震防災」
- エ 持ち運びに便利な「わが家わがまちの地震防災（ポケット版）」
- オ 高層住宅の防災対策を示した「備えて安心！マンション防災」
- カ 事業所経営者向け「あなたのオフィスは大丈夫！？」
- キ 事業所従業員向け「オフィスサバイバルBOOK」
- ク その他、本区防災関連事業のパンフレット
- ケ 都などの防災関係機関の発行するパンフレット

##### (4) 防災クイズシステム

災害情報収集用大型モニター（移動型）を使用し、防災に関するクイズや、災害に対する自宅の備えの診断、地震実験映像等により防災に関する知識の普及と意識の向上にも努めている。

##### (5) 映像の放映・貸出

一般住宅、町会の防災対策を示した「わが家わがまちの地震防災」、高層住宅の防災対策を示した「備えて安心！マンション防災～震災時にも住み続けられる高層住宅～」、事業所の防

第2部 災害予防計画  
第8編 防災知識普及計画

災対策を示した「あなたのオフィスは大丈夫！？～迫る首都直下地震！備えと心構え～」などDVDの貸出や、耐震実験映像、緊急地震速報対応など防災教育用映像等の放映を行っている。

2 インターネットによる情報の提供

災害に対する事前の備えを喚起し被害の抑止と拡大防止を図るため、区ホームページや防災マップアプリを通じて、家具類の転倒・落下・移動防止対策、飲料水・食料の備蓄など各種防災情報の提供を行っていく。併せて本区ピンポイント予報を含む各種気象情報も区民等へ提供している。

また、総合防災訓練、防災拠点訓練の実施を広報し、広く区民の参加を呼びかけていく。

3 防災拠点運営委員会を通じての普及

防災拠点運営委員会において、被害想定及び被害想定に基づく各家庭の対策、防災拠点の活動要領等最新の防災情報を提供していく。

4 防災講演会の開催

防災意識の普及・啓発を図るため、区内事業所、防災区民組織及び一般区民を対象に防災講演会を開催しているほか、事業所等からの依頼により防災に関する講座「出前講座」を実施している。

※事業所の防災意識の啓発は、第2部第6編第6章「事業所」(76ページ)を参照。

5 地震体験車による災害疑似体験

地震防災対策の啓発及び訓練活動を効果的に推進するため、地震体験車を町会・自治会や事業所の防災訓練などで活用している。

6 津波防災意識の啓発及び教育

小中学校等において、津波等の災害の歴史など、過去からの教訓を踏まえた防災学習を実施し、津波防災意識の普及啓発を図る。

### 第3章 消防署の計画

#### 第1 方針

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、地震体験車等の指導用資器材の整備を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全住宅への設置及び維持管理を図る。

#### 第2 住民指導

1 地震発生時の建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止対策を図る。

- (1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- (2) ガス漏れ警報器、漏電遮断器などの出火を防ぐための安全な機器の普及
- (3) ライフラインの機能停止、復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底
- (4) 耐震安全装置付石油燃焼器の普及
- (5) 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全住宅への設置及び維持管理の促進を図る。
- (6) 防災品、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及びその他の住宅用防災機器についてその有

効性を周知するとともに関係機関と連携した普及を図る。

(7) 地震火災を無くすために、防火防災診断、防火座談会等の実施、回覧版や広報誌を活用した情報の発信を通じて、地震火災の出火原因の周知、火気の取扱う周辺の安全化、住宅用防災機器等の普及、啓発を図る。

(8) 排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

## 2 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

(1) 地震動に伴う室内の安全対策として、取付講習等を実施し、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

(2) 地震から身を守るため「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る7つの問いかけ」等を活用した意識啓発を図る。

緊急地震速報時及び地震発生時には、身の安全を最優先とすること及び地震後は、地域の状況等に応じて確実に避難することを広報する。

(3) 防火防災訓練参加者（体験者）の増加を図る。

ア 住民自身による身体安全確保・出火防止・初期消火対策の普及を図るため、地域の町会・自治会・事業所等が実施する防火防災訓練の開催促進を図る。

イ 地域密着の防災リーダーである消防団員が主体となる地域コミュニティをベースとした防火・防災指導の推進を図る。

(4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底を図る。

(5) 消防団員、災害時支援ボランティアと協働した救命講習会を実施する。

(6) 避難所における防災安全対策の指導、推進を図る。

## 3 風水害等に関する教育・訓練の主な指導事項

(1) 東京消防庁の都民防災教育センター等を活用した暴風雨体験訓練等の推進

(2) 災害履歴や浸水予測区域図、また洪水ハザードマップ等を参考とした地域の防災対策等について、情報を提供する。

(3) 家庭で容易に入手できる物品を利用した、簡易的な水防工法等の普及啓蒙を図る。

## 4 防災区民組織の育成

女性防火組織、消防少年団、自主住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との共助体制づくりの推進、応急救護受講者の促進と応急救護資器材の充実を図る。

## 5 幼児期から社会人までの総合防災教育の実施

(1) 防災行動力を高め、災害時に自らの判断で行動できるよう各学校の実情に合わせた体系的かつ実践的総合防災教育を推進する。

(2) 幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育の普及を図る。

(3) 家庭や地域における防災行動力を高めるため、各学校の実情に合わせた体系的かつ実践的な総合防災教育を推進する。

(4) 中学生の職場体験に合わせた防災教育を実施する。

防火防災に関する基本的な基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域の防災の担い手となるよう育成する。

(5) 避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導を強化する。



第2部 災害予防計画  
第8編 防災知識普及計画

中学校は避難所として指定され、地域住民が多数避難してくることから、被災生活期において中学生が地域の防災力となるよう消防団、災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び関係機関と連携した指導を実施する。

6 地域の防災行動の向上

地域の防火防災功労賞制度に基づく表彰及び防災区民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第3 広報の方法

1 講習会等による広報

- (1) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対し、法令に基づく講習を行い、事業所における防災意識を高揚させる。
- (2) 区民に対しては、春秋の火災予防運動、防災週間及び救急医療週間等を中心に、防災区民組織単位で開催する訓練、講習会、座談会、映画会等の集会を通じて防災思想を普及する。
- (3) 防火協会、危険物安全協会、防火管理者研究会、電気安全協会、消防少年団及び防火女性の会等の団体については、それぞれの設立趣旨に基づき、自主的な研究会、講習会を通じて防災知識及び行動力の向上を図る。

2 印刷物による広報

防災区民組織、事業所等を対象に、ポスター、回覧板、パンフレット、壁新聞、広報紙等の印刷物を定期的に作成して、防災意識及び行動力の向上を図る。

3 映画等による広報

防災映画、防災スライド、移動防災教室等（防災指導車）を活用して出火防止、初期消火、救出救護等防災上の必要な知識、技術の普及を図る。

4 報道機関による広報

各種報道機関に対して、災害から区民を守るために必要な資料を提供し、防災に関する正しい知識の普及を図る。

5 インターネットによる広報

ホームページにより、防災・応急救護等に関する情報を提供し、防災知識等の普及及び防災行動力の向上を図る。

(1) 東京消防庁ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 京橋消防署ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyoubasi/index.html>

(3) 日本橋消防署ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-nihonbasi/index.html>

(4) 臨港消防署ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-rinkou/index.html>

6 消防防災施設の常設展示及び、体験施設による広報

消防博物館や防災館の常設展示物や長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験を通じ、防災意識の向上を図る。

## 第9編 物資等の備蓄・整備

### 第1章 計画方針

災害発生時における飲料水、食料、生活必需品等の確保については、発災直後に調達することは困難と予想されるため、発災後3日間は、区内での備蓄で対応する。また、応急対策を円滑に行うため、区及び防災関係機関は最小限必要な資器材等を備蓄し、その整備を図る。

なお、災害に強いまちづくりを推進するため、区内事業者に対しても協力を求めるよう努める。

### 第2章 備蓄計画

#### 第1 飲料水

避難所生活者数の3日分（一人一日3リットル）の飲料水を確保することとし、学校等区立公共施設の受水槽等を活用するとともに、飲料水（ペットボトル）を備蓄する。また、避難生活に必要な生活用水についても確保する。

なお、防災拠点の混乱抑制のため、身の寄せどころがない観光客や買い物客等の帰宅困難者に対しても必要に応じて備蓄する。

#### 第2 食料

「首都直下地震等による東京の被害想定」の避難所生活者数に基づき3日分を目標として備蓄する。

乳児用に必要な調製粉乳については0～2歳児を対象とし、3日分（1日5食）を目標に、調整に必要な水とともに備蓄し、アレルギーを持つ乳幼児でも摂取できる調製粉乳も併せて備蓄する。

乳幼児、高齢者等が摂取しやすいお粥等についても備蓄する。

なお、備蓄の全体量については、区内居住人口の増加等に対応していく。

また、賞味期限の近づいた食料については、防災意識の普及・啓発及び食品ロスの削減の観点から、地域の防災訓練や区のイベント等における配布、NPO法人等への提供など、有効活用を図る。

※災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書（一般社団法人日本非常食推進機構）は、別冊資料(277ページ)を参照

区分		主な品目
食料	主食	バランス栄養食、クラッカー、ライスクッキー、缶入りソフトパン、サバイバルフーズ、アルファ化米、お粥（主に乳幼児、高齢者用）
	副食	缶詰、レトルトカレー
	乳幼児用	調製粉乳（アレルギー用含む）

※上記以外に、都よりアルファ化米及びショートブレッドが寄託されている。

※東京都寄託物資（都福祉保健局）は、別冊資料(68ページ)を参照

### 第3 生活必需品

避難所において必要な生活必需品を備蓄することとし、妊産婦や乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の視点に対する配慮、感染症対策上の衛生物資の確保など、良好な生活環境の確保に向けて品目の充実を図っていく。

なお、使用期限が定められていない生活必需品については適切な更新基準を定め、更新時には必要としている団体等へ提供するなど有効活用を図っていく。

区分	主な品目
生活必需品	毛布、ござ、簡易エアマット、肌着、タオル、歯ブラシ、簡易トイレ、哺乳びん、紙おむつ、生理用品

※上記以外に、都より毛布、カーペット、簡易トイレが寄託されている。

※東京都寄託物資（都福祉保健局）は、別冊資料(68ページ)を参照

### 第4 応急対策用資器材

災害時に必要な資器材等については、備蓄目標を立て、年次計画をもって拡充を図る。

なお、資器材等の管理は適正に行い、緊急時に常に活用できる態勢にしておかなければならないことから、区は、総合的な点検を定期的実施する。

※防災用備蓄品現在高調などは、別冊資料(32ページ)を参照。

※佃備蓄倉庫内医薬品及び器具一覧は、別冊資料(62ページ)を参照。

## 第3章 備蓄倉庫整備計画

災害時における食料等緊急物資や災害復旧用資器材の保管場所としての備蓄倉庫の整備拡充を図ってきたが、備蓄物の多様化、分散化及び被災想定人口の増加に対応するため、今後も区の実施する公共施設等の建設事業に際し、併設等の方法によりスペースの確保に努める。

※倉庫一覧は、別冊資料(28ページ)を参照。

### 第1 区保有備蓄倉庫

区で備蓄するものは、発災直後区が被災者のために流通経路で大量、迅速に調達することが困難な物や災害時に備えて各家庭で備蓄することが困難な物を中心とし、区内に分散して配備している。

### 第2 民間協力による備蓄倉庫の設置

地域における防災体制を充実・強化するため、中央区まちづくり基本条例、総合設計制度、特定街区制度及び地区計画制度によるビル建設事業に係る計画策定にあたり、区が災害対策用に備蓄・管理する食料、資器材等の保管スペースの設置及び帰宅困難者一時滞在施設等の運営に必要な資器材等の保管スペースに協力を求める。